

## 第3章 生きた労働支出の計算

### 第1節 労働過程と労働支出過程

生産過程は、商品生産のもとでは、労働過程と価値形成過程との統一である。ここに労働過程とは使用価値生産という素材的な視座から、また価値形成過程とは価値生産という経済的な視座から、それぞれ生産過程の内容を抽象したものである。

ところで生産手段の社会的所有にもとづき、国民経済が全体として計画化される社会主義のもとでは、価値形成過程はかつての物神的なヴェイルをはぎとられる。それは「マヤ貨幣」というモノに媒介されることなく、直接的に抽象的人間労働の支出過程としてあらわれる。こうして生産過程は

社会主義において労働過程と労働支出過程との統一である。

社会主義の労働支出過程において、任意の生産物1単位あたりの労働支出総量( $c+u+m$ ) =  $x_i$  は、当該生産物1単位あたりの生じた労働支出( $u+m$ )を $x_i$ とすれば、つぎの連立方程式によ、てしめされる。

$$x_i = \sum_{j=1}^n a_{ij} x_j + x_i, \quad (\text{ただし } i=1, 2, \dots, n)$$

このばあい $n$ 種の生産物があるとされ、また生産物 $i$ 1単位の生産には生産物 $j$ の $a_{ij}$ 単位が支出される(くわしくは第1章の2節, p. 12以下をみよ)。

以下において、ここで大と表現されている生じた労働支出を、量的に、いかに確定するかという問題を、ソウエト社会主義における経験にそくして検討してみよう。

1. K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 195; (邦訳) 青木文庫, p. 343。

## 第2節 労働のノルマ化

生きた労働および過去労働(=生産手段)の  
 支出ノルマの体系は、<sup>\*2</sup> 社会主義における国  
 民経済計画化のための基礎的・前提である。  
 個別企業および国民経済全体をつらする生  
 産の計画化とは、これらのノルマにもとづ  
 いて、労働過程のそれぞれの構成要素のあ  
 りだ、各企業のありだ、国民経済の各部門  
 のありだに一定の釣合を決定することにほ  
 かならぬ。<sup>3</sup>

いろいろの支出ノルマのなかでも、労働  
 支出ノルマは、最も重要なノルマの1つ  
 である。それは、それぞれの具体的生産  
 諸条件において、任意の作業を遂行するた  
 めに、どれだけの労働時価が必要であるか  
 をしめす。この場合と労働支出ノルマは  
 「特定の作業の遂行に必要な生きた労働支出  
 の尺度である。」<sup>4</sup>

ところで一般に労働支出ノルマの必要は  
 たんに社会主義のばあ<sup>11</sup>にかま<sup>12</sup>り<sup>13</sup>。た  
 とえばマニユファクチュアのばあ<sup>11</sup>につ<sup>14</sup>い  
 て、マルクスは以下のやうにのべて<sup>15</sup>いる。  
 「マニユファクチュアの全機構は、あたえら  
 れた労働時間内に、あるあたえられた成果  
 が達成せられると<sup>16</sup>いう前提に立脚して<sup>17</sup>いる。  
 この前提のもとでのみ、相互に補足しあ<sup>18</sup>う  
 種々の労働過程が、中断なく同時に、空間  
 的に並行してあ<sup>19</sup>となわれ<sup>20</sup>うるのである。」<sup>5</sup>

このやうに、なん<sup>21</sup>うかの形で労働支出を  
 ノルマ化するとい<sup>22</sup>うことは、分業と協業に  
 もとづく生産の発展段階につ<sup>23</sup>いては<sup>24</sup>い<sup>25</sup>うに  
 あ<sup>26</sup>よ<sup>27</sup>ば<sup>28</sup>ず、すでに『資本論』冒頭にあ<sup>29</sup>ける  
 「わ<sup>30</sup>ゆる<sup>31</sup>ロ<sup>32</sup>ビ<sup>33</sup>ソ<sup>34</sup>ソ<sup>35</sup>的<sup>36</sup>生<sup>37</sup>産<sup>38</sup>の<sup>39</sup>段<sup>40</sup>階<sup>41</sup>に<sup>42</sup>は<sup>43</sup>い<sup>44</sup>ま<sup>45</sup>  
 り、<sup>6</sup>す<sup>46</sup>べ<sup>47</sup>て<sup>48</sup>の<sup>49</sup>生<sup>50</sup>産<sup>51</sup>に<sup>52</sup>と<sup>53</sup>、<sup>54</sup>て<sup>55</sup>不<sup>56</sup>可<sup>57</sup>欠<sup>58</sup>の<sup>59</sup>要<sup>60</sup>件<sup>61</sup>と  
 み<sup>62</sup>ら<sup>63</sup>れ<sup>64</sup>る。しか<sup>65</sup>し<sup>66</sup>労働<sup>67</sup>支<sup>68</sup>出<sup>69</sup>ノ<sup>70</sup>ル<sup>71</sup>マ<sup>72</sup>の<sup>73</sup>よ<sup>74</sup>り<sup>75</sup>具  
 体的<sup>76</sup>な<sup>77</sup>内<sup>78</sup>容<sup>79</sup>に<sup>80</sup>つ<sup>81</sup>い<sup>82</sup>て<sup>83</sup>は、生<sup>84</sup>産<sup>85</sup>の<sup>86</sup>発<sup>87</sup>展<sup>88</sup>段<sup>89</sup>階<sup>90</sup>の  
 ち<sup>91</sup>が<sup>92</sup>い<sup>93</sup>に<sup>94</sup>あ<sup>95</sup>う<sup>96</sup>い<sup>97</sup>て、以<sup>98</sup>下<sup>99</sup>の<sup>100</sup>よ<sup>101</sup>う<sup>102</sup>な<sup>103</sup>相<sup>104</sup>違<sup>105</sup>が<sup>106</sup>み  
 ら<sup>107</sup>れ<sup>108</sup>る。

たとえば手労働の支配的な段階では、ある作業の遂行に必要な時間の合計について経験的ルールが特徴的であり、労働支出の合計時間の中味があるため批判的に検討され、反省されるといふことはほとんどない。

ところで技術が進歩し、機械による生産に移行すると、これに対応する生産関係の側面においても、社会的分業は、その深化を止めずし、同時に協業についても、従来よりもたか水津が要求されるにいたる。機械はむしろ協同的な生産条件のもとにあり、よりよくその能力が發揮されるから、相互に運搬をもつ各種の機械作業に必要な労働時間を、より正確にまねるといふことが、機械体系の統一的で連続的な機能にと、て必須の前提となる。このため機械生産においては、まず生産過程をその構成要素に分割することから、労働時間の支出を決定するうえに、とくに重要な意味を

まことにいたる。さきにそのべたように、労働に  
 労働にあっては、ある作業に於いてのト  
 タルな労働支出時間にもとづいた非分析的  
 で経験的なノルマ化が支配的であつたのにか  
 わり、機械生産に於いては、個々の部  
 分作業ごとに検討をくわえた分析的ノルマ  
 化が理想とされるにいたる。<sup>7</sup>

ソヴェト経済の実務に於いて、労働の技  
 術的ノルマ化(техническое нормирование труда)  
 とおられる方法は、さういふ意味に於ける  
 分析的なノルマ化である。さうに第2の要  
 件として、労働の技術的ノルマ化は、今日  
 の技術を基礎とすべきであるといはれる。<sup>8</sup>  
 すなわち今日の技術水準にもとづいて作成  
 された労働支出ノルマは「技術的に根拠  
 がある」といわれ、またさういふノルマ化  
 の方法は「技術的ノルマ化」といわれる。<sup>8</sup>  
 こうして労働の技術的ノルマ化とは、①分  
 析的であり、②技術的に根拠のある労働の  
 ノルマ化のことである。

ソグエト経済の現状において、労働ノルマ化の方法には、技術的ノルマ化のほか、これよりも劣った方法として経験的・統計的ノルマ化と云われる方法がある。比較のために、まず後者から説明する。

経験的・統計的ノルマ化(Опытно-статистическое нормирование)においても、もちろん、特定の作業の遂行に必要な労働時間の量は、もちろん、労働者が何時間、特定の作業に従事したかとしめる資料によつて決められる。けれどもそのほか、この計算資料が、おこなわれた作業の内容にたいして無批判的または無反省なのである。すなわち経験的・統計的ノルマ化と云われる労働ノルマ化の方法においては、ふつう、労働支出の計算資料のなかで、労働者が実際に働いたのは何時間であるか、またあれこれの理由によつて、どれだけの時間にわたつて作業を中断したか、までは示されてない。若干の企業や職区においては、個々の作業の

遂行にかんする労働時間支出の計算は、作業命令書に作業の開始と終了の時間を記録するにとどまる。したがって、このようにしてつくられた計算資料は、たんに過去の事実を記録する<sup>にすぎない</sup>~~と~~と~~して~~であって、たとえ改善される技術的・組織的諸条件のもとで作業を遂行するため、真に必要とされる労働時間量を反映することかできない。このように経験的・統計的ルール化は労働者をして、達成されうべきルールではなく、過去のルール水準に志向させるのである。

これにひきかえ、労働の技術的ルール化は、作業場に存在する生産の可能性の分析であり、先進的労働方法を基礎とする、生きた労働の支出ルールの決定である。

労働の技術的ルール化にあたり、労働時間の支出内容が批判的に検討される。そのため労働時間の支出は、工業のばあ<sup>い</sup>たとえは以下の基準にしたがって分類され



る。すなわち労働時間は、まず(Ⅰ)作業時間  
と、(Ⅱ)中断時間との二つに大別され、さう  
に作業時間のなかから、(A)準備と完結の時間、  
(B)基本的時間と補助的時間、(C)作業場サー  
ビス時間とわけられる。

基本的時間とは、そのおこなに技術過程  
の当面の目的が達成される時間、すなわち  
労働対象の質的変化がもたらされる時間  
である。補助的時間とは、基本作業の実施  
にかんして、労働者が支出する時間である。  
基本的時間と補助的時間とは、さう、作  
業の各1単位について、ひとしく反復され、  
両者をあわせて総労働時間とられる。

作業場サービス時間とは、作業場を秩序  
ある状態に維持するために支出される時間  
である。このうち、作業の遂行自体とは関  
係なく、労働の交替との関係で支出される  
時間は「組織面の作業場サービス時間」、  
他方、作業の遂行と関係のある時間は「技  
術面の作業場サービス時間」とられる。

準備と完結の時間とは、課された作業の  
 実施の準備と、それが完了したばあいに必  
 要な時間である。準備と完結の時間のむか  
 さは、稼働時間とはちがひ、生産される製  
 品の数量とは無関係である。<sup>\*11</sup>

中断時間は、休憩および生理的要因など、  
 労働者に原因のある中断時間と、組織的・  
 技術的な原因、すなわち「生産の不調」に  
 よる作業の中断とよりなる。<sup>12</sup>

これら三個条書に示す可と以下のようにな  
 る。(各項目の内容につき、くわしくは  
 注を参照せよ。<sup>\*13</sup>)

(I) 作業時間

- A 準備と完結の時間
- B 稼働時間(基本的時間と補助的時間)
- C 作業場サービス時間

(II) 中断時間

以上にあがた労働時間支出の分類基準と  
 もつて、労働支出過程の実際を觀察して

労働の技術的ノルマ化をいさむには、  
つぎの3種の方法がある。

- ① 単位作業の測定 (хронометраж)
- ② 労働日の全時間調査 (фотография рабочего дня)
- ③ 生産過程の全時間調査 (фотография производственного процесса)

ただし③は、のちに見るように実質的には②の系である。

労働の技術的ノルマ化における「単位作業の測定」とは、「生産物1単位の生産に必要とされる個々の作業要素の遂行に必要な労働時間を観察し測定して、作業を研究することである。」<sup>14</sup> 単位作業の測定の目的は、①特定の作業の技術的に相応する労働ノルマを決定するため、作業時間のなかを定めること、②決定された労働ノルマの遂行の統制に役だてることなどである。

観察対象としていさむられるのは、労働生産性からみて、先進的生産者としての安定

した作業水準を定めしめており、労働者および  
この作業班である。

作業の研究過程において、生産設備の生  
産的可能性がいかには利用されておるか、作  
業場がいかには組織されておるか、労働者が  
余計な動作をしていないか、個々の作業の  
遂行にあつては労働時間の支出が、技術的・  
組織的諸条件に合致しておるかどうかが明  
らかとなる。<sup>15</sup>

つぎに、労働の技術的ノルマ化にあける  
「労働日の全時間調査」とは「全労働日また  
はそのある部分のあいだのみ、観察および  
測定によつて、すべての労働時間支出を例  
外的に研究することである。」<sup>16</sup> この目  
的は、主として、①労働時間の損失をみま  
うかにし、②その原因と、それと除去する  
方法とを研究することである。労働日の全  
時間調査の方法は、作業場において30秒以  
上連続する作業を、すべて記録することによ  
つておこなわれる。<sup>17</sup> その实例は、ここに

かかげる表のようのものである。

個人にかんする労働日の全時間調査の例

	観 測 項 目	時 計		出 発 時 間
		時	分	
	観測開始	8	00	
1	機械を点検する	8	03	03
2	作業命令書と図面をうけとる	8	04	01
3	半製品をうけとる	8	07	03
4	バイトをとりつける	8	11	04
5	作業	9	03	52
6	ちびたバイトをとりかえる	9	05	02
7	作業	9	32	27
8	修理工をまつ	9	40	08
9	機械の小修理のための作業中断	10	05	25
10	作業	10	47	42
11	便所に行く	10	52	05
12	切屑をとる	10	53	01
13	作業	11	32	39
⋮				

資料：《Экономика труда в СССР》，стр. 191.

「生産過程の全時間調査」とは、観測により、労働過程と労働支出過程とを同時に研究することである。この方法は、化学工業、食料品工業、鉄鋼業、その他、いわゆる装置産業においてひろくもちいられている。

生産過程の全時間調査は、ふつう2人の観察者によつて、3または6交替にわたつておこなわれる。観察者の1人は稼働中の装置のまわりに位置を定め、一定時間ごとに、労働過程の関連指標を記録する。他の観察者は、上記の「労働日の全時間調査」の方法によつて、装置についている労働者の活動の状況を、労働支出過程にかんして記録する。

たとえば硫酸濃縮という生産過程の全時間調査のばあいには、1人の観察者は、15分おきに、つぎの技術指標を記録する。

① (入気、装置の下部と上部、排気など、各種の) ガスの温度、

② (原料の酸について) 酸の量、密度、温

度,

③ (加工後の製品について) 酸の量, 密度,  
冷却器中の温度, 冷却後の温度。

そして同時にもう一人の観察者が、労働を  
出過程にかんして労働日の全時間調査をお  
こなうのである。

この二面的な観察の目的は、労働過程の  
分析、ついで出来高ノルマの決定にある。  
この目的のために、技術指標の観察資料に  
よって、現実の生産過程が、どの程度標準  
的の技術ノルマから乖離しているかをあ  
きらかにできる。また他方、労働者の作業  
の観察資料にもとづいて、まず労働日の実  
際の時間バランスが作成される。ついで勞  
働時間の損失の分析と、その除去のための  
組織的・技術的措置の作成ともとづいて、  
労働日の標準的の時間バランスが作成され  
るのである。

このように生産過程の全時間調査とは、  
たとえば装置産業のように、労働過程につ

112 も特別の観察者と必要とするという意  
 味にあつて複雑な生産過程の労働支出過程  
 にかんして、「労働日の全時間調査」とあつ  
 たいというのであり、ゆゑに前述のよう  
 に、実質的には労働日の全時間調査の系と  
 かんがえられる。

なお農業における技術的メソッド化のため  
 の観測方法として、工業のばあつとあつた  
 ように、作業過程の全時間調査、労働日の  
 全時間調査、単位作業測定などがあつた。観  
 測にあつては労働時間支出は、作業 (работа),  
 休止 (простои), 中断 (перебивы) の3つに分類さ  
 れる。そのなかは、さうにさうかく、(I) 作  
 業は、(a) 耕耘、播種などの「基本作業」、(b)  
 準備・完結作業、(c) 状況にあつて生ずる  
 「突発的作業」に、(II) 休止は、(a) 種子の延着の  
 ため播種作業があつたたりするといふよう  
 の「組織的原因による休止」と、(b) 機械の故  
 障などといふ「技術的原因による休止」に  
 ついては (III) 中断のなかは、(a) 正規の休憩と



⑧ 規律違反のものとは分類される。

とととで現在、ソ連の個別企業における単位作業測定と労働日の全時間調査とが、つねに理想どおりに行われていない。おもひ欠陥として指摘されてくるのは、① 単位作業測定については、それが、個々の作業要素の遂行に要した実際の労働時間を支える単なる記録にとどまり、労働生産性向上の余地をあまりにするとしよう目的にかんし、効果的にもちいられていないこと、また② 全時間調査については、それがしばしば労働時間の損失の確認、そして損失が労働時間全体の何%にあたるかの計算にあわれ、労働時間の損失の原因を分析し、その除去のための組織的・技術的措施をとるにいたらないことである。

一般に、一定の技術的・組織的条件にかんして決定された技術的に根拠のある時間ノルマまたは出来高ノルマはもちろし不変ではなない。労働生産性がたえず向上すると

20, \*21

(1) 状況のもとでは、それらは時間の経過  
 とともに低くなるものになるから、適時に  
 改訂される必要がある。労働関係会議は、  
 1956年8月15日、「出来高ノルマ再検討の手  
 続きの変更について」という決議を採択し、  
 これにともなう1957年から、それまで国  
 民経済計画のなかで、中央で決定する課題  
 として、広範な出来高ノルマを一括して再  
 検討してきた制度は廃止された。企業指導  
 者は、企業の労働組合および地区労働組合  
 委員会と協議のうち、労働生産性の向上を  
 保障する技術的・組織的措置が導入される  
 にしたが、2、1年中1つでも、小さくは  
 ったノルマの新し1ノルマへの変更がどま  
 ることになった。<sup>22</sup>

2. 「社会主義的国民経済には、生きた労働、  
 労働対象および労働手段のそれぞれにか  
 らんする3種のノルマがある。これらのノ  
 ルマは、社会全体の規模における、おび

い < 個別企業における労働の組織のため  
に必要であり、1ルマなくして計画経済  
は不可能である。1ルマはまた... 労働  
支出の計画と実際とを比較し評価するた  
めにも必要である。 ( С. Турьяков и др.,  
«Справочник экономиста по труду», 1962, стр. 3.)

3. «Экономика труда в СССР», 2-е изд., Под-  
ред. А. С. Кудрявцева, 1961, стр. 168.
4. А. Т. Аганбегян, В. Ф. Майер, «Заработная  
плата в СССР», 1959, стр. 88.
5. К. Маркс, Das Kapital, Bd. I, S. 367; (邦訳)  
青木文庫, p. 576.
6. Eбeнда, S. 82; (邦訳) 同, p. 178.
7. А. Е. Григорьев, «Экономика труда», 1959,  
стр. 86-87.
8. А. Д. Жалызов, «Основы технического нормиро-  
вания труда на промышленном предприятии»,  
1961, стр. 15; \* т. См. «Экономика труда в  
СССР», стр. 172.
9. «Экономика труда в СССР», стр. 173.

10. Там же, стр. 173.

11. 準備と完結の時間は、作業命令書1通あたり、1回分だけ支出される。したがって作業の性質により、たとえば完了までに数十日と必要とする作業であれば、数十日とへだてて、その始めと終りに、あわせて1回分が支出されるだけである。他方、数時間で完成する作業であれば、1日のうちに数回、準備と完結の時間が支出されることになる。このようにして、毎日おなじ製品をつくる大量生産職場では、おおよそ準備と完結の時間は「  
」。(См. там же, стр. 179.)

12. С. Х. Турьянов, И. А. Поляков, К. С. Релизов, «Справочник экономиста по труду», 1962, стр. 5-6.

13. ソ連の経済実務家用の労働便覧において、「標準的な」労働時間支出の分類は、くわしくは以下のようになり、である。

## I. 作業時間 (время работы)

## A. 準備と完結の時間 (подготовительно-заключительное время)

- ① 命令書と設計図の受取と返却, ② 作業と設計図の研究, ③ 材料と半製品の受取, 点検, および残余分の返却, ④ 工具, 装置の受取と返却, ⑤ 職長および調整係の指示をうける, ⑥ 工具と器具をとりにつけ, また加工終了後にそれをとりにする, ⑦ 工具の定期的研磨, ⑧ 設備の調整, ⑨ 完成品の管理課への引渡し。

## B. 稼働時間 (оперативное время)

## [I] 基本的(技術的)時間 (основное [технологическое] время)

- ① 機械時間——過程進行の観察, ② 機械時間——設備の自動作業の観察, ③ 手渡式機械における稼働時間, ④ 機械作業と手労働が半々のばあいの稼働時間, ⑤ 手労働時間。

## [2] 補助的時間 (вспомогательное время)

- ① 加工物と工具の取りつけ, 取りはずし,
- ② メカニズムの操作,
- ③ シャトル, 糸巻など, 機械の作業部品の取りかえ,
- ④ 加工物の測定。

## C. 作業場サービス時間 (время обслуживания рабочего места)

### (1) 組織的時間

- ① 交替のはじめに作業用の装置と工具を準備し, 交替のおわりに片づける,
- ② 設備の点検と試運転,
- ③ 設備の油さしと掃除, および床掃除など,
- ④ 交替の引継,
- ⑤ 交替のおわりの作業場の整理。

### (2) 技術的時間

- ① 欠けた工具のとりかえ,
- ② 工具の調整と研磨,
- ③ 設備の調整と過程進行の規制,
- ④ 金屑の除去。

## II. 中断時間 (время перерывов)

### A. 生産の不調による中断 (перерывы,

## зависящие от неполадок на производстве)

## 〔1〕 組織的不調

- ① やるべき作業および設計図などの  
 なりごと、② 材料、半製品のなりごと  
 と、③ 工具と装置のなりごと、④ 起  
 重・運搬機まち、⑤ 指示まち、⑥ 設  
 備の調整まち、⑦ 生産中の製品の到  
 着および検査まち。

## 〔2〕 技術的不調

- ① 設備の修理、② 工具、装置の破損、  
 その取替または修理まち、③ 電力、  
 ガス、圧搾空気、蒸気、水などのな  
 りごと、またはこれらの圧力低下。

## B. 労働者に原因のある中断

## 〔1〕 休憩と生理的必要

## 〔2〕 労働規律の違反

- ① 遅刻、② 雑談、③ 理由のなかり作業  
 中断および定時前の作業停止、

〔3〕 個人の偶然的な理由による作業  
 中断(負傷など)

(資料: С. С. Х. Журьяков и др., там же, стр. 18-20.)

14. «Экономика труда в СССР», стр. 184; С. Х. Журьяков и др., там же, стр. 8. 兩者同文。
15. «Экономика труда в СССР», стр. 184.
16. Там же, стр. 189; また С. Х. Журьяков и др., там же, стр. 15.
17. Там же, стр. 190-191.
18. Там же, стр. 197-198.
19. Там же, стр. 226.
20. Там же, стр. 198.
21. すくなくも 1956 年の時侯において、技術的に根拠あるノルマは、ソ連において 現実と「より、むしろ 当為」であ、たゞみならずべきである。当時の公式文書によると「あゝくの工場、鉱山において、」わゆる経験的・統計的出来高ノルマが作用しつづけ、技術的に根拠あるノルマはほとんど採用されて「ない。」また「技術的ノルマ化はすておかれた状態にあり、」ゆゑに労働と賃金のたゞし「組織化の基



礎となり、その「力」と指摘されてゐる。

(«Директивы КПСС и Советского правительства по хозяйственным вопросам», т. 4, стр. 630-631.)

22. «Экономика труда в СССР», стр. 234.

### 第3節 労働の支払

ソ連における労働支払は、国民所得のうち、勤労者にたゞして個人的に分配される部分である。「労働支払の組織」はその部分によつて構成される。第1は労働のノルマ化であり、その最も重要な任務は先進的で技術的に根拠のある労働支出ノルマ(時間ノルマと出来高ノルマ)の作成と導入である。第2は、貸率にもとづく賃金のノルマ化であり、その基本的な任務は、各種の労働者グループの労働支払水準を定める根拠あるノルマ4-7(貸率、等級表の

ど) の作成と、そのただしの適用とである。  
 かつは労働の支払形態と支払体系との組織  
 化であり、そのただしの利用とつういて、  
 労働の質と量にあういた賃金計算にあける  
 秩序が保障される。<sup>23</sup>

ここに「労働支払の組織化」の内容を個  
 条書にしめしておこう。

### (I) 労働のルール化

(労働支出の量の基準の決定)

A. 労働支出時間の分類基準の作成

B. 3種類の観測方法

① 単位作業の測定

② 労働日の全時間調査

③ 生産過程の全時間調査

### (II) 賃率体系(労働の質の基準の決定)

A. 賃率の決定

B. 等級表の決定

C. 職務格付便覧の作成

### (III) 労働支払の形態と体系 (労働の質と量 の2見地からの支払基準の決定)

A. 賃金形態と賃金体系の決定

B. 作業日による支払の形態と

体系の決定

労働支払のための賃率体系は、賃金の領域におけるソヴエト経済政策実現のためのも、とも重要な手段である。それは、賃金の差別化と規制とをこなすためのノルマ 4-7 の全体であり、①賃率 (тарифная ставка), ②等級表 (тарифные сетки), ③職務格付便覧 (тарифно-квалификационный справочник) の3部分よりなる<sup>24</sup>。

賃率体系の主要素を中央において決定することということは、賃金の国民経済的規制にとって不可欠であるとされる。賃率体系の個々の要素の適用方式を定めるに於いては、加盟共和国およびソヴエト連邦にたいして、一定の範囲で独立の権限があたえられていなければならないけれども、不均衡を引越すため、これらの機関が賃率体系にかんしてとり決

定は、まゝも、ソ連労働會議の「労働・賃金問題」国家委員会と協議するものとされて<sup>25, \*26</sup>いる。

借率 借率とは、それぞれの職務別に、単位労働時間あたり〈貨幣〉単位で定められる労働支払の絶対量である。いざばれ単位労働時間におよいて、1時間あたり借率、1日の借率、月間の借率(OKrag)などの区別がある。<sup>27</sup>現在、ソ連において、借率はそれぞれの職務の最下級労働者の基準賃金<sup>28</sup>として決定されている。

借率は、①産業部門の別、②管理系統の別、③賃金形態の別、④労働条件の別などと<sup>29</sup>いう基準にしたがって、職務ごとに格差をつけて決められている。

オ/に国民経済の主要部門(たとえば石炭、冶金、石油部門など)においては、軽工業、食料品工業、その他におけるよりも<sup>29, \*30</sup>むしろ借率がたかい。

オ2に、管理系統の別による格差として、ソヴナールホース、産業省、国家委員会に引くする企業において、地方工業に引くする企業におけるよりも、引くは借率がたか<sup>\*31, \*32</sup>かり。

オ3に、借金形態の別による借率の格差がある。大部分の工業部門において、出来高借金の借率は、時価借金の借率よりも5-10%たかり。この差は、可能ならば出来高借金の採用を奨励することと、出来高制のもとにおける部分的な労働強化の補償のため必要であるとされる。なお鉱山業、冶金業、食料品工業、建設などにおいては、借金形態の別による借率の格差はなかり。

オ4に、労働条件の差にもとづく借率の格差として、たとえば高温での労働、地下労働、健康に有害な労働にかんしては、通常の労働条件におけるよりも、10-20%高の借率がかうけられてゐる。また広義の労働条件として勤務地の差があり、ソ連の現

状では、極北、極東などの地方の勤務に  
 ついては、一般に好まれる勤務地におけるよ  
 りも、割高の賃率<sup>33</sup>がもうけられてゐる。

等級表 等級表は、一定数の等級 (razryad) と、それぞれ<sup>33</sup>の等級に ついて定められてゐる賃率係数とからなる。ある職務を何等級にわけるときは、その職務の参加する生産過程の複雑さ、特殊性および機械化水準などによつて異なる。したがつて同一工業部門にありても、職務のちがひによつて等級の数はいろいろである。たとえば流れ作業にしたがう労働者については2ないし3の等級、また少量生産および個別生産にしたがう労働者については、5ないし6の等級<sup>34</sup>がもうけられてゐる。

实例として、ここには、第20回党大会の指令にもとづく賃金体系の改善の作業過程で承認され、機械工業および金属加工工業のすべての企業に ついて導入された6等級式

## 等級表

貸率等級	I	II	III	IV	V	VI
貸率係数	1.00	1.13	1.29	1.48	1.72	2.00

資料：С. X. Турьянов, там же, стр. 55.

の等級表をかかげる。ここで貸率係数は、I 等級を 1.00 とし、各等級の単位時間あたり貸率のあいだの相互関係をしめす。この等級表は他の工業部門においても広く利用されている。

貸金の調整にかんするソ連共産党第 20 回大会の指令にもとづいて、ソ連労働会議の「労働・貸金問題」国家委員会は、等級表における等級の数の減少と、その格差 (разнообразие, 当該等級表における最高の貸率係数と最低のそれとの相対比率) の縮小のために、大規模な作業をおこした。貸金体系の改善の以前には、等級数が 6 から 12、そして格差が 1:1.8 から 1:4 におよび等級表がもちいられてきたのにたいして、現在では、

引つう等級数は6, 格差は1:1.8から1:2  
 まで, たたし労働条件と同一にしくい生  
 産部門(たとえば鉱山業や冶金業)におい  
 て, 格差1:2.4から1:2.6におよぶ。7ま  
 たは8の等級をもつ等級表がもちいられて  
 いる。また石炭業の地下作業については,  
 格差1:3.75の8等級式の等級表がもち  
 いられている。

等級表における賃率係数は, それぞれの  
 等級の作業が, 前1等級の作業より, どれ  
 だけ複雑であるかという質的の評価を数字  
 によつてしめしたものである。等級表の目  
 的は, 1つは, 熟練資格のたかい労働にた  
 いて, その資格のむくい労働にたいする  
 よりもたかい支払を保障することであり,  
 他方, そのことによつて, 労働者がよりた  
 かい等級へあがることを望むように刺激す  
 ることである。<sup>35</sup> たまにそのべたように, 賃  
 率のばあいは, 産業部門, 管理系統, 賃金  
 形態および労働条件における差異を考慮し



て差別がもうけられてゐるのにたいし、等級表のばあいは、ち、はる特定職務の枠内における各個人の熟練資格の差を根拠として格差がもうけられてゐる。

職務格付便覧 ソ連において、職務ごとに賃率と等級表とかどのように決ま、ていふかは以上においてみた。ところで、ここには一人の労働者があるばあひ、その労働者の職務と熟練資格等級とを決定し、これを賃率体系のなかの特定の位置に格付けるための基準となるのが職務格付便覧である。すなわち職務格付便覧とは、職務 (профессия) と熟練資格等級 (квалификационный разряд) とを主語とし、当該職務と熟練資格等級のなすべき作業内容と、その賃率とを述語とする一覽表である。<sup>37</sup>

職務格付便覧を作成する手続きは、ソ連労働会議の「労働・賃金問題」国家委員会、および全連邦労働組合中央会議 (ВЦСПС) に

よ、て決められてゐる。これによつて、  
 各々の産業部門にもある職務にからする「共  
 通便覧」は労働研究所によつて作成され、  
 他方、「部門別便覧」はそれぞれの部門の研  
 究所や企画ビュローによつて作成される。  
 またごく少数の企業よりなる産業部門のば  
 あらうには、関連企業の合同委員会によつて  
 便覧が作成されるが、そのさい、この合同  
 委員会は、関係監督局またはロソ連関係会議  
 の「労働・賃金問題」国家委員会の部局の  
 指示によつて創設される。<sup>38</sup>

所属部門を異にする諸企業にあつてはさ  
 れる各種各様の作業によつて、その複雑度  
 の評価のありだに不均衡がうまれたいよう  
 なときにもあつた労働研究所 (Научно-исследо-  
 вательский институт труда) が共通便覧の作  
 成方法の指導の責任をもち、以下の諸点に  
 ついて方法的指示をあたへてゐる。①作業  
 の複雑度の評価のため、作業内容と各  
 機能の別 (計算、設計、加工、メカニズム

の管理、実施面の信頼性) に真教法と採用  
 すること、②便覧の構成の可能なかぎりの  
 簡素化、③それぞれの熟練資格の特徴の統  
 一的な例示と、参考として、どういうがあ  
 りに組分けをより複雑にすべきで、またそ  
 の逆にしうるかの規定、④最下級の職務の  
 内容、およびこれにともなぐ等級別の作業  
 の複雑度の評価と、作業の組分け、⑤個別  
 企業における試験的賃率の再検討の実施  
 方法とこの手続き、およびその結果の一般  
 化、⑥便覧改訂案を、協議のため全連邦勞  
 働組合中央会議に提出し、および承認のた  
 め労働部會議の「労働・賃金問題」国家  
 委員会に提出するまでに、試験的賃率再  
 検討の資料にともなぐ、便覧を最終的に  
 訂正するための手続き、⑦職務格付便覧の  
 改訂案を協議と承認のため提出する手続き<sup>39)</sup>

### 賃率体系の改善

1956年までおこなわれ  
 てきた賃率体系は一連の欠陥をも、これ

と云われた。第20回党大会への中央委員会報告のなかで指摘されたところでは、1933年以來、全国的に再検討のなか、た低すぎる貸率との関連で、労働者の賃金のうち貸率により計算される部分の比重は45-60%に止が、ていた。また、とくに1946年以降にうまれた産業部門においては、第1級の貸率と等級表との種類があつたために、賃金の計算を複雑にし、同様に労働の支払にういて不均衡をもち、賃金の部門および地区にかんする規制をむすかしくしていた。経済的に根拠不十分の各種の賞与体系がひよく採用され、またルマは平均して150-180%を遂行される始末で、労働の尺度としての意義をうしり、ていた。<sup>40</sup>

以上の欠陥は、1956-1960年にかけておこなわれた賃金と労働ルマ化の改善の過程で基本的にはとりのぞかれた。この改善作業によつて、①種類のあつた貸率と等級表とが整理され、②出来高賃金を適用

される労働者の賃金のなかで、賃率にもとづいて支払われる割合がふえ、③熟練資格の上下にもとづく労働支払の格差が縮小された。

ところでソ連の賃率体系の将来については、物的および非物的生産をつうじて、すべての作業の賃率決定を統一すること、と同時に低位および中位賃金をひきあげるといふ複雑な課題を解決しなければならぬとされている。そして、この作業の基本的な方向と、その実施の段階は第21回党大会において決定された。

1962年におわる第1段階については、第1級（最下級）に月間40—45ルーブルの賃率と、また同時に等級表の格差の縮小とが予定された。この改善の第1段階は、工業、建設、運輸の大部分、通信において終了した。この結果、これらの各部門の労働者の賃金においては、賃率による支払が、出来高払いのばあいには70—75%、時間払いのば

あゝには80~85%に引き上げた。第1級の借率の種類は1,000から200余にへり、また基本的な等級表は6等級式と<sup>41</sup>なった。

1964-1968年に予定される借率体系改善の第2段階にあゝては、工業、運輸、通信、建設、農業の全部門を<sup>42</sup>つういて、単一の等級表を導入する前提として、等級表の種類<sup>43</sup>のゝ、その簡素化が<sup>44</sup>おこなわれるであらう。と同時に労働者の借率と、指導者、技術者の給料とのあゝだの<sup>45</sup>関連をつよめるゝ<sup>46</sup>ゝ問題が<sup>47</sup>おこるであらうとされる。

借率体系改善の前提の<sup>48</sup>つとして、第2回党大会で決議されたように、<sup>49</sup>最低借率を月間50-60ルーブルの賃金に<sup>50</sup>みあうよう<sup>51</sup>引上げる<sup>52</sup>ことが<sup>53</sup>あが<sup>54</sup>られ<sup>55</sup>てゝゝ。この措置が<sup>56</sup>実現<sup>57</sup>されると、<sup>58</sup>低位<sup>59</sup>および<sup>60</sup>中位<sup>61</sup>賃金の<sup>62</sup>引上<sup>63</sup>げを<sup>64</sup>つう<sup>65</sup>いて、<sup>66</sup>それと<sup>67</sup>高位<sup>68</sup>賃金との<sup>69</sup>差が<sup>70</sup>ますます<sup>71</sup>おこる<sup>72</sup>であらう。さらに<sup>73</sup>技術進<sup>74</sup>歩と<sup>75</sup>労働条件改善<sup>76</sup>にかんする<sup>77</sup>体系的<sup>78</sup>措置の<sup>79</sup>導<sup>80</sup>入に<sup>81</sup>ともな<sup>82</sup>い、<sup>83</sup>産業各部門の<sup>84</sup>第1級<sup>85</sup>借率

のあいだにもうけられてゐる格差の縮小と  
 いう問題がうまれるのであろうとされる。7  
 カ年計画期のあいだに、装置生産と自動化  
 生産の比重がさほど上昇するので、賞与  
 付時固支払 (повременно-премиальная оплата)  
 の採用が、さう普及するであらう。また  
 この種の作業方式にあつては、すべての参  
 加者の作業が一つのリズムにまびしく服し  
 てゐるので、出来高払労働者と時固払労働  
 者の労働の成果のあいだの連関はつよまり  
 したが、出来高賃金と時固賃金とは別の  
 賃率をもうけることの可否がとわれること  
 になるうとされて<sup>43</sup>ゐる。

労働支払の形態と体系 賃率体系とは、  
 労働の質の見地から、労働の評価基準をあ  
 たえるものである。したが、そこでは、  
 労働の量的支出の多少とこの見地は捨象さ  
 れてゐる。賃率体系の適用によつて、任意  
 の労働者のなすであらう労働は、労働の定

行にすぎない。で、単位時間あたり賃的に一定の評価をうけ、労働1ルマの遂行を条件として、単位時間あたり一定の賃金にあたり得るものと格付けされる。このもとで賃率体系の段階において、これらのうちとる賃金量はまたこの可能性にすぎない。

①労働1ルマの体系と、②賃率体系との組合せによつて、③労働支払の形態と体系が成立し、それによつて「労働支払の組織」が構成される（本節冒頭の個条書を参照せよ）。

現在、ソ連における労働支払の形態には、大別すると①国营企業の勤労者のばあいの賃金、②コルホーズ員のばあいの作業日におういた所得という2つがある。両者のあいだには、社会主義的所有の2形態の相違にもとづいて差異がある。賃金は個別企業の所得には直接には依存せず、労働1ルマ、賃率体系および賃金体系にもとづいて、国家により決定され規制される。他方、作業



日におういた所得の水準は国家によ、これは保障されず、それは個々のコルホーズの経営成績したいで異なる。さらに賃金は〈貨幣〉形態であるのに、コルホーズ員の作業日による所得は〈貨幣〉と現物との2形態による。

国営企業の労働支払形態である賃金には、  
 ① 出来高賃金と、② 時固賃金と<sup>44</sup>、2つの基本形態がある。その①の出来高賃金形態のうち、最も単純で基礎的なのは、個人別の直接出来高払制 (прямая сдельная система) である。これによると労働者の賃金は、かれ自身の出来高と直接に比例してゐる。各人の労働が個人別にルマ化され、計算でまゝより分業形態のもとで、この個人別の出来高払制が採用されうる。

この方式の基本的要素は、特定の単位作業あたりについで定められ<sup>45</sup>る不変の作業単価 (расценка) である。作業単価は、それぞれ<sup>46</sup>の作業等級に対応する賃率と、その

作業の出末高 1 ルマ または 時間 1 ルマ で割ることによつて計算される。そのほか、出末高 1 ルマ、あるいは 時間 1 ルマ のどちらがもういづれにしたら、作業単価には 2 つの計算方法がある。

まず出末高 1 ルマ とすれば、作業単価  $P$  は以下の数式により計算される。

$$P = \frac{T_1 \cdot K \cdot \Pi}{H_B} \quad \text{or} \quad P = \frac{T_{24H}}{H_B}$$

ここで

$T_1$  : 1 等級の出末高 1 労働者の

1 時間あたり賃率、

$K$  : この労働者の作業等級の賃率係数、

$\Pi$  : 1 交替あたりの時間のながさ、

$H_B$  : 1 交替あたりの出末高 1 ルマ、

$T_{24H}$  : この労働者の作業等級の

1 日あたり賃率。

また時間 1 ルマ がもういづれにすれば、作業単価はつぎの数式により計算される。

$$P = T_1 \cdot K \cdot \frac{H_{BP}}{60}$$

ここで  $H_{BP}$  は分でしめこれた時間 / ルマである。

出来高払制を採用するにばあには、その条件として、①根拠のある技術的 / ルマ化と賃率決定、②作業場の良好な組織化とサービス、③出来高および遂行された作業の質にたいするきびしい統制などを保障する必要がある。<sup>45, \*46</sup>

単純な直接出来高払制のもとで、労働者のうけとる賃金の額は、作業単価と、遂行された作業の単位数との積として計算される。しかし実際には、労働 / ルマの超過遂行を奨励するため、累進制を加味した累進出来高払制の採用されているところがああ<sup>47</sup>このばあには、直接出来高払制を基礎とし、これがやや複雑化される。

時間賃金は、出来高賃金とならんで、賃金の基本的形態の一つである。時間賃金は、ある特定の作業の性質上、労働意欲の刺激

に有効と云う出来高賃金の特徴が、その作業にと、<sup>2</sup>はかえ、<sup>2</sup>不適當または無意味であるようならばあに採用される。流れ作業、オートメーション作業の漸増と云う現状のもとで、時価賃金の適用される職務の比重もふえる傾向にある。時価賃金の基本形態である単純時価賃金は、単位時価（1時価、1日、または1ヵ月）あたりの賃率と、実際にはたゞ<sup>11</sup>た作業時価数（時価、日または月で表示）の積として計算される。

なお「ゾフホース」における労働支払は、国営工業企業におけると同様に組織されている。旧来の支払方式によると、ゾフホース労働者は、個々の職務ごとに、1日あたり賃率にもとづいてきめられている出来高単価（сдельная расценка）にしたがって賃金が計算される。ところで現在、ゾフホースに導入されたある支払方式は現行方式と本質的にことなる。共通職（修理工、運転手、建設工など）の労働者は、国民経済全体を

つうじて単一の賃率によつて支払われるであらう。畜産部門の労働者には1:1.8の格差、また機械作業にしたがう労働者には1:2.0の格差をもつてそれぞれ6等級の等級表が導入されることにならうといわれる<sup>47</sup>。

23. С. Х. Журьянов, И. А. Поляков, К. С. Ремизов,  
«Справочник экономиста по труду», 1962, стр. 50.

24. Там же, стр. 50-51; «Экономика труда в СССР», 2-е изд., Под ред. А. С. Кудрявцева, 1961,  
стр. 304.

25. «Экономика труда в СССР», стр. 302.

26. ソ連における賃金の国民経済的規制とは、①消費フォンド全体と、そのうち個人的に分配される部分とのあいだ、②生産各部門の平均賃金のあいだ、③最低賃金と最高賃金とのあいだに、適正な相互関係をもちけることである。(Там же, стр. 312.)

27. С. Х. Журьянов и др., там же, стр. 51.

28. «Экономика труда в СССР», стр. 304.

29. Там же, стр. 305.

30. 前者において、労働者にたいして、さまざまな賞与、免稅措置、特典などがあたえられてゐるので、後者とのあいだの賃金水準における差は、賃率水準における差よりもさらに拡大する。

31. 機械工業および金属加工工業のあいだの差は約10%である。(С. X. Зурьяков, там же, стр. 53.)

32. 第1の産業部門の別、第2の管理系統の別にもとづく賃率の差別化の根拠は、ともに、国民経済のそれぞれの発展段階における重要性である。その段階において、どのくらい重要かは、管理・計画機関の見解のうちに表示されると考えられる。

33. «Экономика труда в СССР», стр. 304-306.

34. Там же, стр. 308.

35. Там же, стр. 310.

36. 1等級の賃率と、任意の等級の賃率係

数とがわかれば、その等級の賃率はつぎの公式により計算される。

$$T_n = T_1 \cdot K_n$$

ここで  $T_n$  : 任意の等級の賃率,

$T_1$  : 1等級の賃率,

$K_n$  : 任意の等級の賃率係数。

たとえば、ある作業種類の1等級の1時間賃率が27.5カペ1カ、3等級の賃率係数が1.29であればあり、3等級の1時間あたりの賃率は  $(27.5 \times 1.29 =) 35.5$ カペ1カとなる。(С. Х. Турьянов и др., там же, стр. 55.)

37. См. « Экономика труда в СССР », стр. 311; С. Х. Турьянов и др., там же, стр. 56; А. Т. Аганбегян, В. Ф. Майер, « Заработная плата в СССР », 1959, стр. 136.

38. « Экономика труда в СССР », стр. 313.

39. Там же.

40. Там же, стр. 316.

41. Там же, стр. 316 - 317.

42. «Материалы Внеочередного XXI съезда КПСС», 1959, стр. 151; (邦訳) 『ソ連邦共産党第21回大会』第1分冊, 合同出版社, 1959年, p. 230.

43. «Экономика труда в СССР», стр. 317-318.

44. Там же, стр. 293.

45. Там же, стр. 321-322.

46. もしの式による計算方法E, 出来高1ルマによる計算式のばあいかう例解しよう。もし7時間交替で, ある製品の出来高1ルマが35個, 1等級の出来高1ルマ労働者の1時間賃率を15カペイカ, その作業にしたがう労働者の自己の等級は6等級で, その賃率係数が2であるとするば, かれの作業単価はつむのようになる。

$$p = \frac{15 \times 2 \times 7}{35} = 6 \quad (\text{カペイカ})$$

時間1ルマがまちにいれるばあいには, 他の条件はあひじで, その作業遂行の時間1ルマが12分とすれば, 作業単価はつ



おの よう になる。

$$P = 15 \times 2 \times \frac{12}{60} = 6 \text{ (カポイカ)}$$

7 時間 交替 で 出来 高 1 ルマ が 35 個 と いう  
こと は、 1 個 あた り 12 分 と いう こと で あ  
る から、 2 つ の 方法 の 結果 が 一致 する の  
は 当然 である。

47. «Экономика труда в СССР», стр. 356-358.

#### 才 4 節 労働の組織化

\*48

社会主義企業における労働の組織化とは、  
「技術の完成度と生産過程の組織とのあてま  
られた段階のもとにおいて、労働力の計画  
的で、も、とも目的にかち、た利用をめざ  
す諸措置の全体<sup>49</sup>」をいう。具体的には、そ  
れは、①分業と協業にかんする諸措置、②  
作業場の組織とサービスにかんする諸措置、  
③労働の保護と安全にかんする諸措置、④  
労働規律強化の諸措置、⑤労働者の資格と

文化的・技術的水準との向上にかんする諸措置、⑥社会主義競争の諸形態の発展にかんする諸措置、⑦労働の質と量とにふうじた労働支払の組織化にかんする諸措置などである。

社会主義企業における労働の組織化の主要な任務は、労働生産性のたかみなり向上を確保することである。このためには、まず、生産の部分過程のありだの詢知をやび、こゝに、労働力の配置面の欠陥をとりのぞくこと、また、作業場の組織とその補給の方法との改善によつて、労働時間の損失を一掃するのための条件をつくりだすことが必要である。

企業内における分業の基本的な形態としては、①たとえば旋盤作業というように、もちいられる生産用具の同一性を基準とした作業の区分、②個々の作業課題別の分業、③熟練労働と不熟練労働との区分、④基本作業と、副次的な準備・補助作業との区分

などがある。このほか、<sup>51</sup> 一つの生産用具の同一性を基準とする作業区分は、企業における分業の端緒的形態である。この分業が発展して作業課題別の分業となるが、これは、労働者または一つのグループが、作業場で一つまたは限られた数の作業だけをおこなうという<sup>51</sup>ことである。

作業場の合理的な組織は、それぞれの作業場に一定の作業をさだめること、可及的作業場の専門化を基礎とする。そのうえにたつて、①作業にも、とも適当な生産設備をととのえること、②清潔、秩序など、正常な外的労働条件を確立し、維持すること、③すべて必要なものを間断なく補給することなどが必要である。これにかんして作業場をたたく装備するため、労働過程でもちいられる労働手段と労働対象の一覧表がつくられる。装備は、当面おこなわれる作業とは直接の関係なく存在する常置的なものと、おこなわれる作業との関係での

み必要を一時的なものとして分類される。

生産過程を合理的に組織するには、企業における労働の組織、とくに労働ルール化の実状の分析が必要である。その分析の結果は、労働の組織形態の、その改善のための措置の実施、および、そのほけた経験的・統計的ルールを技術的に根拠のあるルールととりかえる措置の実施のための基礎資料となる。より具体的にいうと、労働の組織、とくに労働ルール化の分析の基本的な任務は、①企業や職区におけるリズム的な作業、および生産周期のながさの縮小という見地から、現在の分業と協業の形態がただしいかどうかを検討すること、②労働者の現在の生産配置が、職種と熟練の観点からみて労働力の最適利用の要求にどれだけ合致しているかをきめること、③労働時間の損失と、その原因をきまらうかにすること、④労働者のカテゴリー別に出来高/ルールの遂行の実際水準を確定し、出来高/

ルマを遂行しなれば労働者の数と、すべての労働者にたらしめて、ノルマの遂行と超過遂行とを区別して、その原因を確定すること、  
 ⑤ 現行ノルマの算と、それの個々の職場にたしする適用方法が正しいかどうかを検討し、また職場が異なると、同様の労働にたらしめて、異なるノルマが決められていると、いろいろな首尾一貫しない事態があるか、どうかを明らかにすること、⑥ 職区、企業において、生じた労働支出の全体のうちで、技術的に根拠あるノルマが適用されているのは、どれだけの比重を占めるかを計算すること、などである。<sup>53</sup>

48. 「組織」と「組織化」との区別として、ここでは後者を、前者の下位概念、すなわち組織のうち、とくに「組織する」という動的なプロセスに注目し、強調する概念としてもちいる。ロシア語の単語としてはいちばん *организация* である。

49. « Экономика труда в СССР », Под ред. А.С. Кудрявцева, 1961, стр. 245.
50. Там же, стр. 245.
51. См. там же, стр. 247.
52. Там же, стр. 256.
53. Там же, стр. 272—273.

### 第5節 労働支出計算における時間単位 から〈貨幣〉単位への変換

以上、本章において説明したように、現段階のYグエト経済における労働支出計算においては、それぞれの単位作業ごとに、時間とこの測定単位で表示された労働、ルマ、すなわち時間1ルマが、<sup>\*54</sup> 単位作業あたりの生きた労働支出の全体 ( $v+m$ ) を表現している。このように生きた労働支出 ( $v+m$ ) は、労働1ルマの段階においては時間単位で表示されている。

とこので時間単位による表示は、労働1  
 ルマと労働支出の「標準」と、これにも  
 とづく労働力の生産過程への配置の次元に  
 のみとどまり、この問題が労働支出の事後的  
 な計算の次元にうつると、ここでは、労働  
 支出のばあいをはじめとして〈貨幣〉単位  
 がもちいられる。このかといと、運の労働  
 支出計算にあつては、労働1ルマの次元と、  
 労働支出の次元とにあつては別の測定単位  
 がもちいられてゐるわけがある。こうして  
 せよに本章の1節でしめした生産物1単位  
 あたりの労働支出の計算式における生じた  
 労働支出大は〈貨幣〉単位で表示されるこ  
 とになり、したが、この過去労働をふくむ生  
 産物1単位あたりの労働支出総量( $c+v+m$ )  
 もまた論理の必然として〈貨幣〉単位で表  
 示されざるをえない。

そのうに現行の方法のばあひ、この測定  
 単位の変換は、実は、はたはたあつてゐる  
 形でしかあつてゐない。すなわち時

固単位と〈貨幣〉単位とのあいだの厳密な  
 相互関係は自覚的には明示されておらず、  
 労働支出の1時間が何ルーブリにあたるか  
 は定義としてあたえられていない。現在わ  
 れわれは、ソグエト経済の統計資料により、  
 年間の労働時間総数と、〈貨幣〉単位表示  
 の国民所得とを知ることにより、両者の相  
 互関係を直接的また条件的にのみ知ること  
 ができるだけである。

資本主義のばあいとの比較 資本主義の  
 労働支出過程において、オ2節で引いた  
 ように、個別企業が労働力を生産過程に配  
 置するばあいには、一種の時間ルールをも  
 ちこざるをえない。しかし注意すべきは、  
 資本主義において、時間単位の適用を労働  
 支払の次元にまでおよぼすことは、生産様  
 式の性格からみて絶対に不可能と  
 いうこと  
 である。いうまでもなくその理由は、資本  
 主義において商品の価値は市場において



いめて明らかとされるのであり、したがって、労働支払について、これを時間単位で表示するということは不可能であるばかりか、無意味でもあり、それは不可避免的に貨幣単位による表示されるをもちひ。

しかし社会主義の労働支出過程については、また、たく事情がことなる。ことにありては、労働ノルマと、これにもとづいて労働力の生産過程への配置の次元にとどまらず、さらに労働支払の次元についても、首尾一貫して時間単位による表示をおこなうことが原理的に可能である。いうまでもなく、その理由は、社会主義において、市場におけるモノの等置という媒介環をぬきにして、生産物にたいする労働支出を直接的に時間単位で表示することが可能だからである。ソグエト経済の現状がいまだにそのようではなく、そこでは労働支払について〈貨幣〉単位がもちいられておるといふことは、ソグエト社会主義が、将来においても労働支

出にかんして首尾一貫した時間単位による計算をおこなうことができないという事は「みするものではなく、ただ、現在はまだその発展段階にまで到達して「な」ということを意味するにすぎない。

測定単位の变换以外の諸問題 労働支出計算にかんする諸問題のうち、測定単位の变换以外にかんするものを、以下、3つに分けて論じておく。

オ1は、労働支出における労働の複雑度の評価についてである。前節でのべたように、労働支出にかんして、労働の複雑度、「か」と労働の質の評価は、現在のソ連の制度において賃率体系によつておこなわれて<sup>\*55</sup>いる。このほかの尤別すると、①職務のちがいにちがつく賃率の格差と、②同一職務のなかでの熟練資格等級のちがいにちがつく賃率係数の格差とがあるけれどももしこれらの格差の設定がまずければ、

労働支出計算にヒズミのうまれがある。

オ2に、ソ連の現行方法において〈賃金〉は、①賃率によつて計算される部分と、②各種の賞与部分との合計から構成されている。労働ノルマの超過遂行のばあいの賞与など、各種の賞与はあつちね賃率に基礎をもち、それとの一定の比率において設定されているけれども、もしこの比率の設定のしかたがまずければ、労働支出計算にヒズミのうまれがある。

オ3に、オ4章の3節においてのべるように、現行の方法では、労働支払にさしして生じた労働支出の全体が $(v+m)$ まず計算され、ついでその部分として、個人的な受取部分 $v$ が決定されるという順序にはなつていない。ま、たく逆に、まず個人別の労働支払の量 $v$ が最初にきめられ、そこから出発して、 $m = k(c+v)$  というように、〈原価〉にたいする一定の比率として $m$ 部分のあつち

ちがきめられ<sup>2</sup>いる。これは、C. ストルー  
 ミリンもつとに指摘したように、<sup>56</sup> 現行方法  
 の最大の難点である。この方法のばあい、  
 長のおおきさが「真の  $m$ 」に対応するよう  
 に決定されるということは偶然であり、こ  
 の方法によるかぎり、労働支出計算にある  
 ていどのヒズミのもた<sup>3</sup>されるのは不可避  
 である。

54. 11月時間ノルマを  $N_x$ 、出来高ノルマを  
 $N_0$ 、1労働日のながさを  $T_d$  とすれば、  

$$N_0 = \frac{T_d}{N_x}$$
 と表現される。このように出  
 来高ノルマと時間ノルマとは逆数の関係  
 にある。したが、2出来高ノルマとは要  
 するに転形された時間ノルマといえるの  
 であり、あくなくともこの議論にか  
 らんするかぎり、時間ノルマについてのべ  
 たことは、出来高ノルマについてのべ  
 てもまた  
 妥当する。

55. この点は『経済学教科書』第4版もみと

の 213。 ( « Политическая экономия — учебник », 4-е изд., 1962, стр. 505, 515; (邦訳) 『経済学教科書』 第4版, p. 786, 800. )

56. С. Струмилин, К вопросу об учете стоимости продукции, « Вопросы экономики », No. 12, 1956; この邦訳が, 木原正雄訳編 『価値と価格の理論』 1958年にある。

## 第4章 現行の〈価格〉決定の方法

### 第1節 過渡期の価格

過渡期のソヴェト国民経済は、ロシア資本主義の遺産の一つとして、他のものとともに、とりわけその価格体系をも継承する。ソヴェト経済における計画的な〈価格〉決定は、基本的には、労働生産性の向上にもなる生産物価値の変化にしたがひ、過去より受けつらばロシア資本主義の価格体系を、つぎつぎに改訂することによる。

流通過程の社会化の発展 〈価格〉を計画的に決定するためには、まず、生産および流通の両過程をつらひる再生産過程の社

会化 (私的資本の退却, 国民経済計画化による再生産過程の統制) が必要であるのけ  
 りうまでもない。国民経済の管理・計画機  
 関が再生産過程の全面を把握していなければ、  
 <価格> の計画的決定はありえない。と  
 ころでソグエト国民経済における生産過程  
 の社会化および管理・計画機関の創設につ  
 いてはすでに第2章において述べたから、  
 本章において、まずはじめに <価格> の  
 運動が表面化する流通過程に焦点をあわせ  
 て、ソ連におけるこの社会化の過程を検討  
 しよう。

ネットワーク期における流通過程の社会化は3  
 つの段階を経て発展したといわれる。<sup>1</sup> 第1  
 の段階は、ほぼ1921年から25年にわたる時  
 期である。この段階、とくにその初期にお  
 いては、私的資本がソ連の商品流通のなか  
 で優位を占め、商品流通はすくなくこの程  
 度において市場における無政府性の影響を  
 うけていた。けれどもすでにこの段階にお

112 も、たとえは工業の国有化、卸売商業の国家への集中、および国営小売商業および協同組合小売商業の発展などによつて、流通における計画性はつよまりはじめていた。

才2の段階は、1926年から32年にわたるこの段階において、流通過程における社会化セクターが、私的セクターにくらべて決定的に優勢となり、これを基礎として商品の計画的流通の範囲はますます拡大し、流通における力関係は、市場の無政府性にとつては不利に、計画的発展にとつては有利となり、た。

才1、才2の段階をつらいて、流通過程における卸売商業は、主として国営シンジケートによつて担当されていった。1926年には、石油工業と製塩工業の卸売商業は100%をシンジケートが占め、繊維工業については94.5%、マツケ工業は93.1%、皮革工業は87.5%がシンジケート化されてい



2  
た。

小売商業の分野において、私的資本が  
も、とあるくまで残存してゐた。けれども  
小売商品取引高においてさえ、私的資本の  
しめる比率は、1924年に52.7%、1925年に  
43%、1926年には40.7%と減少の途をた  
どり、1930年の5.6%を最後として、翌19  
31年にはついにソ連の小売商業から私的  
資本は完全に消滅した。<sup>3</sup>

この間に及ぶの段階は1932—33年から始  
まる。当時、都市のみならず、農村にお  
ける社会主義的生産関係の成立にもとづ  
いて、私的資本は流通過程から完全に排除さ  
れ、かわり、ソヴエト〈商業〉の全面的な  
支配とともに、生産物流通の性格は基本的  
に計画的となり、た。ただしコルホーズ市場  
においては、ある程度の無政府的要素が  
その後も残存することになる。

〈価格〉の計画的決定の発展 以上において

て、過渡期のソヴエト経済における流通過程の社会化の進行状況を概観した。以下において、流通をも含む再生産過程全体の社会化をうけて、ソヴエト経済における〈価格〉の計画的決定が、過渡期においてどのように發展したかを、工業製品〈価格〉、農産物〈価格〉および〈小売価格〉について検討しよう。

1927年4月に採択された党中央委員会決定「国内商業と協同組合について」のオ18条Bでは、国家機関が、国家の独占となつてゐる商品で需要をみたしうるときには、「私営商業にたつしては小売価格の標準化をおよぼすべきである。たがし、私営商業にたつする限界価格の制定は、協同組合の下部機関および国営小売商業が、この小売をまわめて十分に組織してゐる地区でなすべきだ<sup>4</sup>」と指摘されてゐた。

マイゼンベルクはこの決定の意味を、このようにみてゐる。国家機関は「国営工業

がその生産が優位をしめていた商品に  
 ついては、契約をむすぶがために小売割増の最高  
 限度を私的資本に指図するようになり、た  
 のことにより、流通費がうけて正当と  
 はされないうち、卸売価格と小売価格と  
 のあいだにできていた極端な差を解消  
 するとう課題が首尾よく解決された。国  
 営企業の商品の卸売価格を制定し、商業割  
 増を統制したことは、小売価格の水準とる  
 の引下げの規模を直接に計画化するた  
 めの条件をつくりだした。小売価格引下げ政策  
 をあいついで遂行した結果、諸商品と個  
 人商人よりやすく売るとう課題が首尾よ  
 く実現された。1923/24年度には、国営商  
 業と協同組合商業との価格水準は私営商業  
 の価格よりわずかに3%ひくいただけであ  
 り、1927/28年度には、国家機関と協同  
 組合は互の商品と個人商人より33%もやす  
 く売れた<sup>5</sup>と。

けれども、この時期における工業製品価

格にたいする規制の本準は、あまり高いものでけなかつた。国内商業人民委員部はインジケートと媒介として工業製品価格を統制しようとしてつとめていたけれども、当時これはたいした効果をあはせていなかった。

その原因は技術的困難のためばかりでなく、さらに1925年なれば以後、工業消費財にたいする需要がふえ、その価格があがりまみであつた。たつとこのことによる。ソヴェト政府は、この上昇傾向をくりとめようとした。<sup>6</sup>

5ヵ年計画がはじまり、このうち、1931—35年にかけて、工業製品の卸売価格は、原価増大のうしろと機械的におうこと多く、不變のままにまゐあられた。このため、企業の赤字にたいしては国家予算より補助金が交付された。当時、価格の自動的り上げは、工業化の時期にあける原価引下げの努力にたいする情熱をさまし、工業内部にあける余力の動員とあこたうせるとつう理由

によつて、不適當であるとされた。社会主義的拡大再生産のあたりし「釣合の創造される時期における卸売価格の安定は、重工業の強化に「ついで」しく役だつたとみられてゐる。

〈卸売価格〉の改訂は1936年に実施された。この改訂は、のちの1949年における〈卸売価格〉の改訂のばあいとあなごく、すでに工業製品原価の「ついで」しく低下がみとめられ、〈価格〉の安定した引下げのための前提が「つくられた」という事態のもとであつた。生産財および消費財の〈卸売価格〉は、計画原価をうわまわる水準、そして重・軽両工業の全部門にたいして正常〈利潤〉を保證する水準に設定された。そして1936年から第二次大戦のはじまるまで、ほとんどあつての工業部門は黒字であり、補助金をうけてゐた。

農産物価格 ネットの初期、農業が小農民経営と零細農民経営の大洋をなしてゐた

という状況のもとで、農業にたいする国家  
 のはたらくまかけは直接的規制の方法による  
 ほかはひか、た。国营工業と個人農経済と  
 は市場をつうじて結合され、しかも市場に  
 おいては、当時、私営商人があまり役割  
 をとるはな<sup>8</sup>。けれども1922/23年には  
 約25%というあまり比重を穀物調達に  
 しめた個人商人も、1924/25年にはわ  
 ずかに2.2%とその比重がさがるにつれて  
 調達価格にたいする国家規制がたよ<sup>9</sup>、た  
 らして1924/25年には、それまでの市場価  
 格による調達にかわ<sup>7</sup>、て、穀物の限界調達  
 価格、とくに翌1925/26年にはその固定指  
 令価格の設定が可能とな<sup>9</sup>、た。

たんに穀物ばかりではな<sup>11</sup>。国营および協  
 同組合の集中的調達組織をつうじて、ソヴ  
 エト政府は、肉および工業原料作物につ  
 いても固定価格で大量に入手することに成功  
 した。全体としてみて1926年には、農産物  
 の取引総額のうち、協同組合商業は49.1%<sup>12</sup>

国営商業は 27.7%、私営商業が 23.2% とし  
 めてゐた。固定価格によつて政府が大量の  
 農産物を調達するとの任務は、17月1927  
 年までに達成された。そして 1955年までお  
 こなわれてゐた穀物の調達〈価格〉体系、  
 および 1953年までの畜産物の調達〈価格〉  
 体系は、ともに基本的には 1928 / 29年に設  
 定されたものである。

〈小売価格〉 〈小売価格〉決定の分野では、  
 国家が直接に定める単一〈小売価格〉(地  
 域別〈小売価格〉をも含む)制度への移  
 行は、食料および工業消費財の配給制度が  
 廃止された 1935年より実施された。

これ以前における小売価格規制の特徴は、  
 ほとんどの商品の最終価格が、各種国家機  
 関の定める個々の価格要素の加算に基き  
 いて、商業機関によつて決定されてゐたこ  
 とである。ただ少数の商品がグループに  
 ついて、政府が直接に定め、そして商品に標

示されてゐる固定小売価格、すなわち「わ  
 りの正札価格が存在してゐた（タバコ、マ  
 ツ、セ、ケン、学用ノート、電球などに  
 ついて）。それ以外の商品については、商  
 業機関が、商品ごとに、工業の卸売引渡価  
 格に、商業・輸送割増をくわへ、また農村  
 地区ではさらに自動車・荷馬車割増をくわ  
 へて、小売価格を計算してゐた。このよう  
 な小売価格の規制方法においては、同一地  
 域で売られる同一商品についても、販  
 売機関の相違によつて価格がうがうと  
 いう欠陥を<sup>12</sup>まねかれなかつた。しかし1935年以後、こ  
 ういう価格規制方法は過去のものと  
 なつた。

すでに1929年4月、党中央委員会総会に  
 おいて、スターリンは、ソ連には「少くも  
 資本主義諸国にみられるような市場におけ  
 る価格の自由な変動が存在しない。われ  
 らは穀物価格と基本的にばきめてゐる。わ  
 らわれは工業商品の価格をきめてゐる」<sup>13</sup>と



のべていた。

このスターリン演説の意味は、あきらかに「基本的」という副詞に注目すべきものであろう。1920年代の後半には、ソ連の国民経済管理・計画組織がいろいろ形態をととのえ、その運営者には、もはや〈価格〉は意識的にコントロール可能なものとみなされたという状況と、この演説は反映してゐるものとあもわれる。

1. Духтар, Т. А., « Советская торговля в период построения социализма », 1961, стр. 768.
2. А. Вауков, "The Development of the Soviet Economic System", 1950, p. 64; (野々村・岡共訳) 『ソヴェト同盟の経済制度』 東洋経済新報社, 1954年, pp. 86-87.
3. « Советская торговля », Статистический сборник, 1956, стр. 14.
4. « Директивы КПСС и Советского правительства по хозяйственным вопросам », т. 1, 1957, стр. 453.

5. Л. Майзенберг, «Ценообразование в народном хозяйстве СССР», 1953; (池田・平田共記)  
『同盟国民経済における価格形成』東洋経済新報社, 1958年, pp. 45-46.
6. А. Вауков, *ibid.*, pp. 55-66; (前掲邦記)  
pp. 88-89.
7. Ш. Я. Турецкий, «Очерки планового ценообразования в СССР», 1959, стр. 44-45.
8. Л. Майзенберг, (前掲邦記) p. 41.
9. Ш. Я. Турецкий, там же, стр. 225.
10. А. Вауков, *ibid.*, pp. 64-65; (前掲邦記) pp. 86-88.
11. Ш. Я. Турецкий, там же, стр. 225.
12. Л. Майзенберг, (前掲邦記) pp. 254-255.
13. И. В. Сталин, *Сог.*, т. 12, стр. 43-44; (邦記)  
『スターリン全集』第12巻, 丸月書店, 1954年, p. 59.

## 才 2 節 <価格> の種類

ソグエト経済には、国家〈価格〉とコルホーズ市場価格、工業製品〈価格〉と農産物〈価格〉、〈卸売価格〉と〈小売価格〉など、さまざまの〈価格〉種類がある。これらの諸〈価格〉種類を整理する基準として、①所有形態および生産部門の別、②〈価格〉形成の段階の別、③生産物を實現する場所の別などがある。

オしに、生産手段の所有形態のうちがらに起因する計画化水準のうちがらとらう基準によつて分類すると、生産物の計画化された流通には国家〈価格〉、また計画化されな流通にはコルホーズ市場価格とらうように、諸〈価格〉は2つに大別される。

すなわち（ソフホーズのばあらをとらくみ）国营企業生産物には、じくわがらの例外とのらら、国家計画〈価格〉がらうけられらる。これは、コルホーズ市場価格とは異なり、市場における需給変動の影響を直接にはうけららる。

コルホーズの農産物については、1958年  
 までには、このうち、(a)義務納入部分と契約  
 部分は国家調達〈価格〉により、(b)国営お  
 よび協同組合企業により、で購買される部分  
 は国家〈買付価格〉により、また(c)コルホ  
 ーズ市場での販売分はコルホーズ市場価格  
 により、それぞれ実現されていった。ところが  
 1958年の改革により、義務納入と、M  
 T Cの作業にたいする現物支払の制度は  
 廃止され、それにより国家が入手するコルホ  
 ーズ農産物には単一の〈買付価格〉がも  
 たられることになった。

工業協同組合の生産物は原則として国家  
 〈価格〉により実現される。ただしくわしく  
 は、(a)国家から入手する原料により、つく  
 られる主要な生産物種類は単一国家〈価格〉  
 により実現される。また(b)廃品およびコル  
 ホーズから直接に購入する原料により、で生  
 産されるものは、地方ソグエト機関により  
 統制される〈価格〉により、で実現される。

地方工業に占くする国営の小企業に於いても、(6)とあなじ方法が適用される。1955年の統計によれば、工業協同組合の生産物の84%強が国家〈価格〉で実現され、その約15%が、地方ソヴエト機関の統制のもとに、協同組合ツェントネルによつて定められた〈価格〉によつて実現された。

鉄道、水運、航空、自動車輸送など、すべての運輸費は、国家の定める運賃による。さらに、家賃、公共サービス、入場料、生活面のサービス(縫物、修繕など)の〈価格〉は、中央または地方の各級国家機関が定める。

このように、生産物および有料サービスの圧倒的な部分に於いて、ソ連においては国家〈価格〉が定められている。<sup>14</sup>ここで以上の述べた計画〈価格〉の種類を総括すると、まず(a)国家〈価格〉であり、これによつて国営の工業・農業企業でつくられる生産物の基本的部分が実現される。(6)農産

物の国家〈買付価格〉, これは買付によつてコルホーズが国家の所有にうつるものによつて適用される。③限界〈買付価格〉(пределная закупочная цена), これはコルホーズおよびコルホーズ員個人が協同組合にたいて實現する苦下の生産物種類(地方産の魚, 植物性油脂など)によつて適用される。④農産物の国家統制〈価格〉, これは経済機関が市場価格によつて買付ける農産物(野生の果実, 王のしなど)によつて適用される。⑤委託商業(комиссионная торговля)<sup>\*15</sup>方式により, 協同組合によつて實現される生産物の〈価格〉, ⑥協同組合および小規模の国営地方工業が, 廢物および自己買付原料よりつくつた生産物の〈価格〉<sup>15</sup>などである。

以上の各種の計画〈価格〉にくらべると、コルホーズ市場価格の安定度ははるかに低い。それは、ある時期における、ある商品の需給関係に直接に反応する。その価格は

および市内の個々の市場でちがうし、および  
 いし日のうらでもちがう。また、コルホー  
 ス市場価格の水準は、まずオしに国营および  
 協同組合商業による住民の需要の充足度、  
 したが、この国家〈小売価格〉の水準に制約  
 されている。コルホース制度の、その  
 強化、およびコルホース生産物への単一〈買  
 付価格〉の設定によ、この農産物の〈価格〉  
 決定、したが、このまたコルホース市場価格  
 形成にたいするソヴェト政府の影響力は、  
 強いしくつよ、である。<sup>17</sup>

才2に、諸〈価格〉を形成の段階 (stage) と  
 いう基準にしたが、この分類するときには、  
 生産財と消費財、および〈卸売価格〉と〈小  
 売価格〉という2組の術語が軸となる。そ  
 のは、この〈価格〉形成の諸段階を規定する  
 要因は、生産物が消費されるまでに通過す  
 る環の性格と、その数とである。

生産財は、原材料補給計画にもとづき、  
 流通機関によ、この国营企業のおしに分配

これ、そのまゝ「卸売価格」によつて決濟  
 される。生産財の「卸売価格」は、計画的  
 (標準) 部門原価と、正常計画「利潤」とを  
 要素として決められる。生産財のうち、工  
 業、農業などの生産諸部門の内部だけを流  
 通する機械設備類<sup>に</sup>は、工場「卸売価格」ま  
 たは工業「卸売価格」しか使われないが、  
 小売商業でも販賣されるもの(修理・建築  
 用の資材、木材、化学製品など)には、「卸  
 売価格」と「小売価格」の双方がもちけら  
 れてゐる。

消費財には「卸売価格」と「小売価格」  
 との双方がある。まず消費財の①工場「卸  
 売価格」は、生産財のほありのように、計  
 画原価と、正常計画「利潤」とを要素とし  
 てゐる。つぎに消費財の②工業「卸売価格」  
 は、① + 「取引税」 + 「卸売機関経費」と  
 して決定される。まづ③「小売価格」  
 は、② + 「商業経費」 + 「商業利潤」とし  
 て決定される。以上の説明を圖解すると、



第1図のようである。

### 第1図 価格要素

C + v		m				
総原価		蓄積		流通費	蓄積	
物的支出 (減価償却 をいふ)	賃金	利潤	取引税	商業経費		商業利潤
				物的支出	賃金	
工場 (= 企業) 卸売価格 →						
工業卸売価格		←		商業割増		→
小売価格						→

資料: M. Саков, « Себестоимость и путь ее снижения », 1957, стр. 14.

注: 流通における生産的労働は捨象する。

<価格> 要素としての取引税の決定的部分は、1957年6月以前の部門別工業管理組織の時期には、軽工業および食品工業の流通機関をつうじて、工業〈卸売価格〉により国家予算にもたせられた。しかし管理組織の改革以後、1958年には、取引税の60%

は生産企業によつて直接に支払われ、のこりの40%が流通機関によつて支払われた。

さういふに才る、諸〈価格〉は生産物実現の場所とさう基準にしたがうと、①併駅渡〈価格〉 (цена франко-станция отправления) と、②着駅渡〈価格〉 (цена франко-станция назначения) の二種がある。併駅渡〈価格〉は、生産物がその生産地で実現されるばあいの〈価格〉であり、このばあいには生産地から消費地までの運賃は購買者が負担する。これとは反対に着駅渡〈価格〉は運賃込みであり、このばあいには運賃を負担するのは流通組織または生産者である。

よ運で着駅渡〈価格〉が尤々的に導入されはじめたのは1935-36年のことであつて、これは単一〈価格〉の採用とさう課税の實行と関係がある。これはまず消費財にさうはさう、たわけであるけれども、1935年における切符制度の廢止のさう、さう、さう重要な消費財(主として食料品)にさう

して単一の地帯別・国家〈小売価格〉が決定されたのである。そして1937年には、着駅渡〈価格〉による〈商品〉の比重は、〈小売商品〉の総取引高の50%、さらに大戦直前にはこれが75%にまで上がった。した。

生産財にたいする着駅渡〈価格〉の採用は、大戦前は、おびかに石油、セメント、ガラスなどにのみとてであり、本格的には戦後のことにくする。1951年から鉄鋼に及び、1955年から木材に及びて着駅渡〈価格〉が導入され、同年には重工業製品の $\frac{1}{3}$ がこの〈価格〉によつて実現された。<sup>19</sup>

けれども、ある生産物にたいして着駅渡〈価格〉か、それとも着駅渡〈価格〉か、そのどちらを適用するかは、それぞれの事情にしたがふべき問題である。さういへば、単一〈価格〉適用の空間的規模を定める根拠は、生産物の種類、〈価格〉にせよ運賃の割合、その他であり、これ

にもとづいて〈価格〉は全国、または経済地帯 (noyū), 地区, 地域 (zōha) についで単一でありうる。たとえば生産財の着駅渡〈卸売価格〉は、〈価格〉における運賃の割合がおおまかには、個々の経済地区または地帯内での単一でありとしよう。一般に運賃の比重がおおまかほど、単一〈卸売価格〉の地帯別格差もおおまかになければならぬとされる。

運賃割合のおおまか生産物についで全国単一の〈価格〉をもちけることは、一般的には経済的に無意味である。なぜなら、そのばあい、生産力配置および遠距離輸送排除についで配慮が無視されてくるからである。実際には、着駅渡〈価格〉の適用されてくる生産物のほとんどについで、立地と輸送距離の長短とにあわせて、多少とも格差がつけられてくる。たとえば1955年に決定された木材製品〈価格〉表によれば、木材の生産地から消費地への距離にあわせて

12 地帯の差別〈価格〉がもうけられ<sup>合</sup>ている。このように差別〈価格〉は同一地帯内では同一〈価格〉を保障するがゆゑに有意義のものである。<sup>20</sup>

14. Ш. Я. Пырецкий, «Очерки планового ценообразования в СССР», 1959, стр. 52-54.

15. 消費協同組合は、委託商業とこの方式によつて、この商品と販売する。この商品価格は市場における需給変動による影響を受けられるけれども、その程度はこれと市場のばあい<sup>合</sup>のようにはあきらかではない。それどころか、よく組織された委託商業は、この市場における価格形成過程に計画的影響を及ぼしている。都市における委託商業価格は非常に安定しており、個々の居住地内では価格の相違はない。(Пырецкий, там же, стр. 60.)

16. Там же, стр. 58-59.

17. Там же, стр. 60.

18. План же, стр. 54-56.

19. План же, стр. 91-92.

20. План же, стр. 97-98.

### 才3節 現行の〈価格〉決定方法

現行の〈価格〉決定方法の特徴 ヲ連に  
 おける現行の〈価格〉-決定の過程において  
 は、個々の生産物にたいする抽象的労働支  
 出( $c+u+m$ )の絶対時価を直接にとりこま  
 ずにはいた、ことである。現行方法におい  
 ては、まず原価( $c+u$ )のおおまかさを連の〈貨  
 幣〉単位であるルーブリによ、て計算され  
 る。ついで $m$ 部分は( $c+u$ )にたいする一  
 定の比率 $g$ 、すなわち $g(c+u)$ としてつか  
 まれ、それを原価にくわえ、こうして( $c+u$   
 $+m$ )の大きさをきめておける。算式でしめす  
 と  $(c+u+m) = (c+u) + g(c+u) = (c+u)(1+g)$   
 となる。つまり現行の方法は、労働支出総

量  $(c+u+m)$  のおおきさが、 $(c+u)(1+k)$  によ  
 り把握されるといふ暗黙の前提にたゞ、  
 いる。この方法の特徴は「生産物の原価が  
 ……もともと価格の1部分であるにてもか  
 わらず、計画的価格形成の実際にあつては  
 ……価格水準決定の基礎的力手がかりとな  
 つてゐる」<sup>21</sup> といふところにある。

原価の計算 ぶつゝ〈価格〉の決定が問  
 題となるのは、新しくいふ生産物の〈価格〉  
 をきめるばあつと、すでにいふちあう〈価格〉  
 のまま、つゝいふ生産物の〈価格〉を改訂す  
 るばあつとである。いふれのはあつにも〈価  
 格〉の決定には、一般に①ある生産部内の  
 生産物全体の全般的な〈価格〉水準の決定  
 と、②個々の生産物〈価格〉の決定との2  
 つがある。さきに述べたように、ソ連の現  
 行の〈価格〉決定方法では、原価が〈価格〉  
 の基礎となり、つゝいふから、これにあういて  
 ①につゝいふは、ある部門の生産物全体の原

価水準の計画的な計算が、②に於いては個々の生産物原価の計画的な計算が、必要となる。

原価水準の計画的な計算とは、事前の原価計算のことである。現在のソグエト経済における制度にそくしてさうに詳しくいうと、それは当該部門の「商品化」生産物の総原価を計算することを意味する。

ある生産部門における「商品化」生産物の原価計算は、生産に支出されるすべての費用の計算、すなわち「生産支出総額」の計算から行われる。この生産支出総額の内容は、①原材料、半製品にたいする支出、②燃料、電力、熱力の支出、③賃金、④減価償却、⑤消耗品、⑥その他、である。しかし、さういふ生産支出のすべてが、いま「価格」を定めようとしている生産物の生産に直接に関係するわけではない。工業企業は、本来の生産活動とは別に、たとえば建物や施設の大修理、当企業および他企業



のための運輸サービス、製品のみなしに  
 象化される研究・設計活動など、さまざ  
 まの作業ともあわせおこなひ、てゐる。し  
 うサービス的作業に南運した費用は、も  
 ともと特別の財源によ、てまかなわれ  
 るべき性質のものであ、て、本来の生  
 産支出の構成要素からは除外され  
 るべきである。したが、て生産支出  
 総額から、総生産物にはいり  
 込まないサービスの〈価値〉をのぞ  
 くと、「総生産物の工場原価」が  
 えられる。

総生産物の工場原価に、さらに若干の  
 修正をほどこして「〈商品化〉生産物  
 の工場原価」が計算される。すなわち  
 仕掛品について、総生産物の工場原  
 価から当該期間の仕掛品の増減を  
 修正する必要がある。また新製品  
 の生産開始とて特定の時期には、  
 設計、生産工程の企画、試作品の  
 製作などについて多額の支出があ  
 こひられるけれども、このすべてを  
 当期の支出とするのは不適当であ  
 り、それは将来、複数年の期間

にわたつて配分されるべき性質のものである。総生産物の工場原価にこれらの修正をほととすと、「〈商品化〉生産物の工場原価」がえられる。これに、販売にかんする生産外的費用をくわえると、計算されるべき「〈商品化〉生産物の総原価」がえられる。この過程を個条書にしめすと以下のようになる。

① 原材料、半製品、完成部品にたいする支出、

② 燃料、電力、熱力の支出、

③ 賃金および賃金加算金、

④ 減価償却費、

⑤ 消耗性の器具の損耗、

⑥ その他の〈貨幣〉支出、

以上の合計、生産支出総額。

⑦ 総生産物にはいりこまなサービスの控除、

以上の合計、総生産物の工場原価。

⑧ 仕掛品および自製の鍛型、器具の現在

高の増減、

⑨ 新生産物の生産開始にともなう費用のうち当期分、

⑩ 生産外的費用、

以上の合計、〈商品化〉生産物の総原価。

しかし、このまでもなく〈価格〉の決定は、その一般的な方向や規模の決定だけではまだ中途半端であり、結局は個々の生産物種類ごとになされるべきである。このためには、以上にのべた部門全体にわたる総合的な原価計算を、個々の生産物の〈原価〉計算にまで細分化しなさればならぬ。

けれども個々の生産物の計画原価にわたることも、考慮されるべき支出項目の種類は、基本的にはともに部門全体の生産物原価にわたるのべたのと同じである。ただ、個々の生産物の原価計算のばあいには、生産支出を帰属させる対象の単位がよまかくなるから、直接支出と間接支出とを区別するこ

と、として 間接支出をどの程度当該生産物に帰属させるべきかの判断が重要な問題となり、て くるだけである。

なお注意すべきは、現在のソ連における国民経済の運営方法によると、<価格> はホズラスキョートにたいする刺激剤の役割をもち、て いるから、<価格> の基礎としての原価は、たんなる畢竟としての平均原価ではありとせうとせうのことである。すなわちそれは、①すでに到達した過去の原価水準であつてはならず、また②とくに新製品の生産開始という時期における特殊な事情に影響されたものであつてはならない。これは将来における原価引下げの可能性も考慮にいれた、目標としての先進的<sup>22</sup>原価水準でなければならぬとされてゐる。

<価格> の決定 原価を計算してから、つぎにこの原価  $(C+u)$  を基礎として <価格>  $(C+u+m)$  を定めることになる。このほかに

個々の生産物の〈利潤〉の量  $m$  を定めるには、① 企業における蓄積、② 生産物の代替関係、③ 生産物の需給関係、および④ 全体としての〈価格〉体系の統一性などという条件を考慮する必要がある。その理由は、ソ連における現在の経済運営方法のもとでは、〈価格〉は労働支出の単純な反映として機械的に決定されるのではなく、個々の場合には、以上のような諸条件をふくみつつ、多少とも労働支出水準とは乖離したみあまきに決定されるべきだからである。

すなわちオシに、企業の蓄積は〈価格〉要素のなかの  $m$  部分、すなわち〈利潤〉によつてまかなわれる。ソグエト経済における蓄積方式によれば、固定ファンドにたつたる投下は国家予算によつて行われる集中的方法によるのが主要な通路であるけれども、流動ファンドの形成は主として企業の自己蓄積によつて行われる。したがつてこのため、ソ連の生産物原価の 3—10% にのぼる〈利潤〉

が、生産物〈価格〉をつうじて企業にたいて保障されてゐる。

オ2に〈価格〉を決定するばあひには、使用価値の見地から代替関係にある諸生産物のあひだの〈価格〉の相互関係を考慮すべきである。ところでこの代替関係は、たとえば①非鉄金属とその代用とゞる鉄鋼、②固体、液体、気体の各燃料、③各種の建設資材、④各種の型の機械および装置、⑤同一用途にもちゐられるけれども、品質の異なる諸商品などのあひだに存在する。<sup>23</sup>

オ3に、とくに消費財のばあひには、〈価格〉決定にあたり、生産物の需給関係を考慮にのける必要がある。たとえば、ある種の生産物の生産が不足してゐるばあひには、たとゑその生産原価がのちいゝしくひくくても、それにはたいて原価にみあ、た低い〈価格〉をもうける必要はなゐ。と同時に、この条件のもとでは、この生産物をつくる企業に超過〈利潤〉のうまれる危険がある

から、それを小さくするために、取引税によつて超過〈利潤〉を国庫にひきあげなければならぬとされる。<sup>24</sup>

オキに、〈価格〉体系は全体として統一的で、しかもソグエト国家の〈価格〉政策を反映してなりければならぬ。なかでも以下のような〈価格〉の相互関係に注意することが必要である。

① 一方にありて農産物の国家〈価格〉の本準と、他方にありて、農業機械の国家〈価格〉およびコルホーズ員により消費される商品の〈小売価格〉の本準とのありだにありける相互関係。この〈価格〉関係は、労働者階級と農民との同盟の強化にかんする決定的な経済的要因のひとつである。

② 〈小売価格〉本準と貸金本準とのありだの相互関係。

③ 企業〈卸売価格〉の本準と、〈小売価格〉本準とのありだの相互関係。もちろん〈小売価格〉本準は全体としては企業〈卸売価

格> 水準よりたかひ。しかし両者のあひだの相互関係は、国民所得の計画的な分配、とりわけ蓄積ファンドと社会的消費ファンドの形成とこの課題に従属するとされる。

④ 国家〈小売価格〉水準とコルホーズ市場価格水準とのあひだの相互関係。これは〈小売価格〉の経済的規制、および投機的転売の危険をのぞくために重要である。

⑤ 日用品の〈小売価格〉水準と、〈価格〉の一般水準とのあひだの相互関係。子供用品の〈価格〉水準と、〈小売価格〉の一般水準とのあひだの相互関係。これは生活の一次的な必要を保障するために重要である。

⑥ 各種生産財の〈卸売価格〉のあひだの相互関係。これは経済的な利用と技術進歩とを刺激するために重要である。

⑦ 軽工業用原料（羊毛、皮革、他）の〈買付価格〉と、この原料からつくられる製品の〈小売価格〉とのあひだの相互関係。これは、これら原料の〈商品化〉率の増大



を刺激し、非合理的な手工業的加工をすくなくするため重要である。

⑧ 食料品と、それ以外のものとの〈小売価格〉水準のあいだの相互関係。これは各住民グループの消費構造と配慮するため重要である。

⑨ 各種農産物（とくに穀物、畜産製品、工業原料作物）の〈価格〉水準のあいだの相互関係。これは、も、とも効率的な生産の専門化、および必要な農産物全部の生産増大への関心を刺激するため重要である。

⑩ 異なる経済地区における同種生産物の〈価格〉水準のあいだの相互関係。これは、生産力のも、とも合理的な配置を刺激し、経済的にみて不合理な輸送をとりやめるために重要である。

以上に列挙されたような各種の〈価格〉水準のあいだにおける相互関係の考慮が、統一的なインフラ〈価格〉体系を形成する  
25  
うに重要であるとされる。

## 〈価格〉改訂のための相互調整バランス

〈価格〉の改訂、すなわち新しくし、〈価格〉水準の決定が国民経済の各部門におよぼす影響を事前にしるため、重大な意味をもつ。〈価格〉変更のときには、いつでも〈価格〉変更のための総合バランスがつくられる。たとえば〈卸売価格〉引下げのばあいに、このバランスは表2図のようになる。このばあい、〈価格〉変化の相互作用を考慮すると、このことは、この2つのことがいわれる。①個々の部門ごとの〈価格〉変更(売上高の変化)の総額を決定すること、②個々の消費者ごとに〈価格〉変更の総額を配分すること。

このような計算をおこなうことの困難は計算を1回で完了することかぎらず、何回も反復しなければならぬことである。ある部門の〈価格〉の変化はもろもろの関連部門において対応する〈価格〉の変化をひ

才 2 図 <価格> 改訂のための相互調整バランス

<卸売価格> 引下げがおこ なわれた部門	<卸売価格> 引下げの 総 額	<価格>引下げによる値下りの消費者別配分			
		$n_1$ 部 門	$n_2$ 部 門	$n_3$ 部 門	.....
$n_1$ 部門	$x_1$	$x_{11}$	$x_{12}$	$x_{13}$	.....
$n_2$ 部門	$x_2$	$x_{21}$	$x_{22}$	$x_{23}$	.....
$n_3$ 部門	$x_3$	$x_{31}$	$x_{32}$	$x_{33}$	.....
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

資料 : 1. Maizender, man ze; (邦訳) p. 152.

まおしレ、この変化がまた逆にもとの部門  
に影響するからである。

ままぶまの工業部門のあいだにあって、  
こうゆう複雑な相互作用があるから、あこ  
りうる <価格> の変化を計算するばあには  
は一定の順序が必要である。ノ運に於ける  
経験によれば、つぎのよりの順序がよいと  
されてくる。

① まずはじめに相互作用による値下りの  
影響をかんがえりて、個々の部門の生産

物〈価格〉の変化の規模を定める。(2)つぎに相互作用による値下りを考慮して、原料・エネルギー部門の生産物(木材、燃料、電力、金属、化学製品、ゴム、建設材料)の〈価格〉変化の規模が一連の近似計算によりおこなわれる。(3)そのあとで、機械工業および金属加工工業への部品供給部門の生産物(ベアリング、エンジンなど)の〈価格〉変化の規模がおなじ方法で計算される。(4)さらに原料と部品の値下りの影響を考慮して、機械工業およびその他の加工工業部門の生産物の〈価格〉が決定される。<sup>26</sup>

個別製品〈価格〉決定の例証 (数字は仮定のもの) 電機工場でラジオの生産がはじまり、その計画原価が600ルーブリに定められるとする。さらにこの工場における同種製品の〈利潤〉は5%、ラジオ製品グループの取引税率は20%、商業機関のための割引率は〈小売価格〉の8%とする。

原価が 600 ルーブリで、<利潤> の幅が 5% だから、<利潤> 額は 30 ルーブリ ( $600 \times 0.05 = 30$ ) となる。そうすると、この新型ラジオの企業 <卸売価格> は 630 ルーブリ (600 原価 + 30 利潤) となる。

仮定によりラジオの取引税率は、工業 <卸売価格> の 20% とされてゐる。さきに算出した企業 <卸売価格> 630 ルーブリは、工業 <卸売価格> より取引税額分だけ高い。したが、この企業 <卸売価格> にもとづいて工業 <卸売価格> を逆算すると、それは  $\left( \frac{630}{100 - 20} \times 100 = \right) 787.5$  ルーブリとなる。

さてさしじの <小売価格> において、商業割引は <小売価格> の 8% と仮定されてゐる。<小売価格> は、工業 <卸売価格> プラス商業割引の合計であるから、さきとおなじ要領で、工業 <卸売価格> から <小売価格> を逆算すると、それは  $\left( \frac{787.5}{100 - 8} \times 100 = \right) 856$  ルーブリとなる。こうして新型ラジオの <小売価格> が算出されたのである。

て、最終的決定のためには、他の型のラジオの〈小売価格〉をも考慮しなければならぬ。

そこでラジオの〈価格〉表をみると、この新型ラジオよりも高性能のラジオが 900 ルーブリとひいてゐる。性能とスタイルの異なるが、この新型ラジオは、せいぜい 725—735 ルーブリ程度の〈価格〉にすべきであると考へられる。そこで新型ラジオの〈価格〉を引下げると、①このラジオの新規生産開始期のある間は、それから〈利潤〉をあけて、②この期間中、たとえば 1 年間は、このラジオに特別の取引税率、たとえば 20% のかわりに、10% という措置がとられるものとしよう。

このばあひには、企業〈卸売価格〉は原価 600 ルーブリにとし、特別の取引税率は 10% とされたから、企業〈卸売価格〉は  $\left(\frac{600}{100-10} \times 100 =\right)$  666.67 ルーブリとひいて、  
 として〈小売価格〉は、その 8% の商業割

引をくわえて  $\left( \frac{666.67}{100 - 8} \times 100 = \right) 725$  ル

ーブリと決定される。このように個々の生産物の〈価格〉を決定するにあたり、これは、他の生産物とのあいだの相対的な〈価格〉関係も考慮<sup>27</sup>される。

〈価格〉決定の主体 以上にもみたように、<sup>↑</sup>計画〈価格〉とは、国民経済的見地において意識的に規制された〈価格〉であり、その規制の主体はソヴェト国家の各級機関である。ところでソ連において〈価格〉は一般に計画化され、規制されてはいるけれども、その規制の程度は、生産手段の所有形態、企業の所属、生産物の重要度にあういて異なる。

基本的な生産財および消費財の〈価格〉は連邦政府が決定する。その他は、共和国政府、地方機関および個別企業が決定する。たとえば1957年まで、国営および協同組合商業組織において実現される消費財の〈価格〉

総額のうち、共和国および地方機関によ  
 て決定される〈価格〉は、その10%を占  
 めた。しかし連邦商業省が廃止され、  
 その機能のほとんどが各共和国商業省にう  
 つされたこととも関連して、<sup>28</sup> 1957年以後は、  
 この種の生産物の範囲は拡大され、45%に  
 まで増大した。こうしてソヴエト経済は、  
 集権的原理と分権的原理との統一を以て  
 て、<sup>29, \*30</sup> 齊一的な〈価格〉体系を確保しよう  
 してゐる。

国家の各級機関によ、て決定される国家  
 〈価格〉は、個々の時期、個々の場所にお  
 ける個々の生産物にたいする、ありうべ  
 一時的需求の混乱によ、て変化し得る  
 いう意味において、不変 (yemouirubou) であ  
 る。需給関係の回復は〈価格〉の変化では  
 なく、おしる①不足してゐる生産物の生産  
 増大と②措置によ、て、また②時期、場  
 所、量、質からみて適当な生産物供給の組  
 織によ、ておこなうと③いうのが、ソヴエト



経済における原則である。<sup>31</sup>

また、おなじ使用価値をもつ消費財につ  
いては単一〈価格〉を設定するということ  
は、労働におういた支払の保障という社会  
主義の原則を実現するうえで、おなじ意味  
をもつ、この労働におういた支払は、  
①労働の質と量におういて差別のつけられ  
た支払ということと、②消費財の単一〈価  
格〉ということとの二本立によつて保障さ  
れる<sup>から</sup>である。同一の使用価値物にたいす  
る複数〈価格〉は、才2次大戦中における  
配給〈価格〉と、商業〈価格〉の並存のほ  
おりのように、労働におういた支払の原  
則にたいする攪乱要因となる。<sup>32</sup>

〈価格〉の水準 ソ連における労働生産性  
はたえず向上してゐるにもかかわらず（才  
1表をみよ—p.289）、現在の〈価格〉水準  
の一般的傾向としてつぎの事実がみられる。  
①生産財の〈卸売価格〉水準は（機械工業

表1 ソヴェト国民経済における労働生産性の向上

年度	工業				建設		農業	
							コルホーズ	ソフホーズ
1928	100				100			
⋮	⋮				⋮			
1940	313	100			247	100	100	100
⋮	⋮	⋮		(対前年比)	⋮	⋮	⋮	⋮
1950	454	145			309	125	99	91
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	(53年)	(53年)
⋮	⋮	⋮			⋮	⋮	115	104
1955	675	215	100	109	459	186	⋮	⋮
1956	⋮	⋮	107	107	⋮	202	⋮	⋮
1957	⋮	⋮	114	107	⋮	220	⋮	⋮
1958	⋮	⋮	121	106	⋮	241	⋮	⋮
1959	⋮	⋮	130	107	⋮	264	⋮	⋮
1960	925	295	137	105	905	285	185	154

資料：「Народное хозяйство СССР в 1960

году», 1961, стр. 161-162.

製品をのぞいて) 才2次大戦前よりたか

②消費財の〈小売価格〉指数は、1960年に

おいて 1940年基準で 139 を しめした。③ 農  
 産物の 国家 < 価格 > は、現在、1940年にく  
 らべて 113 くらい 上昇した。<sup>33</sup> とくに コル  
 ホーズ および コルホーズ 員 からの 農産物の  
 調達・買付 < 価格 > 指数は、1960年現在、  
 1952年基準 299 を しめして いる。<sup>34</sup>

比較的 に 最近 の 事実 と して は、1950 - 55  
 年 に おいて、おおくの 生産財 の 引渡 < 価格 >  
 が 20 - 30 % ほど 上げられた。そして 機械 お  
 よび 他 の 若干 の 生産財 の < 卸売 価格 > は、  
 すでに 1955年 に は 戦前 の 水準 より はるかに  
 高く なった。しかし 他方 に おいて、石炭、  
 金属、木材、および 他 の おおくの 重工業 製  
 品 の < 価格 > は 才 2 次 大 戦 前 の 水準 より た  
 かい。このことは、賃金、その他 の < 価格 >  
 要素 の 影響 の もとで、原価 が さまざま に 変  
 化 して いる こと と 関係 がある。<sup>35</sup>

21. Ш. Я. Пурецкий, « Очерки планового ценообра-  
 зования в СССР », 1959, стр. 31.

22. Л. Майзенберг, «Ценообразование в народном хозяйстве СССР», 1953; (池田・平田共訳) pp. 107-117.
23. Там же; (同訳) pp. 130-137.
24. Ш. Я. Пурецкий, там же, стр. 25.
25. Там же, стр. 71-73.
26. Л. Майзенберг, там же; (前掲訳) pp. 151-153.
27. Там же; (同訳) pp. 176-178.
28. Н. Н. Ананов, «Министерства в СССР», 1960, стр. 124.
29. Ш. Я. Пурецкий, там же, стр. 62.
30. 企業長の権限において〈価格〉を決定できるものは、1956年より、①自己の基本建設および企業内部の必要のための生産物とサービスのうち、国家により承認された〈価格〉と償率の低いもの、②国家計画および協業的納入方式 (поставка по кооперации) による、ストック部分以外の部品製作と加工、個別注文によるストック型などである。これらの〈価格〉は

計画原価にもとづき、〈利潤〉の幅は5%以内として決定されるが、そのための注文者と協議の必要がある。(Ш. Я. Пурецкий, там же, стр. 63.)

31. Там же, стр. 59.

32. Там же, стр. 69.

33. Там же, стр. 39.

34. А. Н. Малафеев, «История ценообразования в СССР», 1964, стр. 412.

35. Ш. Я. Пурецкий, там же, стр. 47.

## 第十節 工業生産財の〈卸売価格〉

ここでは工業生産財のうち、その主要なものとして意味から、石油、石炭、電力、鉄鋼および機械の5つのばあいを例にとり、現在のソグエト経済における生産財〈価格〉の決定方法を検討してみよう。

ここで機械は、石油、石炭、電力、鉄

鋼にくらべ、その使用価値において、したが  
 が、その製作過程において、きわめて個  
 性的である。ゆえに機械の〈価格〉につい  
 ては、のちに別個に論ずることとし、まず  
 〈価格〉の決定方法のについて石油、石炭、  
 電力、鉄鋼について検討する。

石油〈価格〉の決定方法 石油の採掘原  
 価の格差は比較的におおきくて15—20倍も  
 あり、主産地のありだに於ける原価の格差  
 がすら7—8倍にた、する。これは、主とし  
 て油井の噴出量と、掘さく費に於ける相違  
 にもとづく。こういう事態のもとで個別企  
 業に於ける収益を確保させるには、原油〈価  
 格〉に格差をもうけなければならぬ。

ソ連の石油産業においては、すでに第2  
 次大戦前から個別企業ごとに差別〈価格〉  
 (дифференцированная цена) がもうけられて  
 いた。

現在、石油の流通経路とその決済〈価格〉

は、つぎのようになり、ついで、まず石油採掘所 (нефть промышленное управление) は、原油を、当該採掘所ごとになり、ついで、〈卸売価格〉で、自己の国民経済会議の送油管課、および石油販売局 (Главнефтьсбыт) の〈商品〉輸送課にたいして実現する。ついでこの差別〈卸売価格〉は、〈商品〉輸送課または生産〈商品〉課をつうじて平準化される。したがって、精油所は、原油の〈卸売価格〉が石油採掘所ごとには個々別々であるにもかかわらず、同一品質の石油にたいしては単一〈価格〉で入手できる。

原油の加工がかわり、各精油所が石油製品を流通機関にひきわたすときにも、さきと同様の手続きがくりかえされる。各精油所は、自己の計画生産原価水準にとついで定められた差別〈価格〉により、石油販売局、または国民経済会議の〈商品〉生産課に石油製品をひきわたす。そして個々の製油所ごとの〈価格〉の格差は、石油販

売局において平準化される。

石油製品の最終〈価格〉については、1955年以來、ソ連全国が5つの地帯に分けられ、その内部では単一の着駅渡〈価格〉がもうけられてゐる。〈価格〉が最低のオ1地帯と、最高のオ5地帯のあいだの格差は、<sup>36</sup>とも差のある品目についても1.8倍をこゝとならぬ。これは採掘原価の格差が既述のように15—20倍であるのにくらべて著しく小さくさうである。

### 電力〈価格〉の決定方法 電力について

も、石油のばあいと相似た事態がみられる。個々の発電所は、自己の個別的な電力生産原価にもとづいて、当該地区の電力局と決済関係をおすが。このばあに当該電力網の範囲内で、この電力網の構成員である個々の発電所について、それぞれ異なる差別生産者〈価格〉が、電力局を媒介として単一消費者〈価格〉に平準化されるわけである。<sup>37</sup>



ここで電力の単一消費者〈価格〉とい  
 うのも、実はこれだけが一ツ別の単一であ  
 る。すなわち電力料金はまず生産用と照明  
 ・家庭用の二つに大別される。生産用電力  
 料金は、照明・家庭用にくらべ全体として  
 割安で、その内部で用途別に格差がもうけ  
 られており、また諸電力網の生産用電力の  
 平均料金水準のあいだにも格差がある。こ  
 れにたいして照明・家庭用電力については、  
 諸電力網のあいだの原価水準の格差が3倍  
 以上もあるにわかかわらず、料金は全国一律  
 である。ただし用途別に8級の格差がもう  
 けられ、最高クラスの料金は最低のそれの  
 8倍にもた<sup>38</sup>、する。

ここで注意すべきは、電力の消費者〈価  
 格〉にあける格差自体は、その生産者〈価  
 格〉(生産原価)にあける格差とはハッキリ  
 関係がきれており、両者は、たゞ次元を  
 異にする格差だといふことである。生産者  
 〈価格〉の格差は、各電力網の管理機関を

ういて、すでに平準化が完了してゐる。消費者〈価格〉のグループ別格差は、そのうゝで改めて、文字どおり政策的に設定された格差である。

### 鉄鋼〈価格〉の決定方法 鉄鋼〈価格〉

は、現在、全連邦単一である。すなわち1951年より鉄鋼については、品目ごとに消費地における単一の着駅渡〈価格〉が設定され、これが直接にあつての製鉄所を拘束してゐる。しかしかゝると鉄鋼には、差別生産者〈価格〉および単一消費者〈価格〉といふ二重〈価格〉制度が存在しない。したがつて、各企業の生産原価の格差があつてゐるといふ現状のもとでは、〈利潤〉水準における格差もまたあつてゐる。そのうち赤字企業は数多くみられる。<sup>39</sup>

鉄鋼部門における赤字企業の救済方法は部門内補助金である。1929/30年にほとんどすべての企業にホズラースフォートが導入

され、これら二つは収益性の問題はそれぞれ  
 の工業担当省の単位では解決された。しか  
 し個別企業のうちうちにあつては、これ  
 が解決されてはいたのではなく、部門内には、  
 いわゆる計画赤字 (планово-убыточный) 企業  
 があふく存在してはいた。1957年における管  
 理・計画組織の改革につき、この問題は、  
 省単位から国民経済会議単位の問題にかた  
 ちをかえただけで、本質的にはそのまゝ持  
 ちこじれてゐる。<sup>40</sup>

石炭〈価格〉の決定方法 ところで石炭産  
 業のばあいを見るとき、それは鉄鋼業のばあ  
 いに似てゐる。ただ鉄鋼のばあいには全連  
 邦単一であつたのが、石炭では個々の炭田  
 の範囲内での単一である。そしてこの単一  
 〈価格〉が、当該炭田内においては、すべて  
 の石炭企業を拘束する。赤字企業の欠損は、  
 流通機関が黒字企業の収益の一部を集中的  
 に再分配するという方法でうめあはされて

41  
113。

表 2 各炭田産の石炭のトンあたり原価基準の格差

	現物あたり			標準燃料あたり		
	1940年	1950年	1955年	1940年	1950年	1955年
ドンバス	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
クズバス	0.62	0.70	0.63	0.58	0.65	0.60
ウラル	0.62	0.60	0.53	0.87	0.83	0.68
モスバス	0.83	0.67	0.65	1.87	1.68	1.37
カラガンダ	0.59	0.62	0.49	0.65	0.64	0.57
東シベリア	0.62	0.52	0.42	1.62	0.79	0.54

資料：Ш. Я. Пырельский, там же, стр. 116.

(注：各年度別でドンバスを1.00とする数字)

参考のため、石炭の産地別原価差の状態を表2表によ、こみよう。産地により、石炭の単位重量あたりの含有カロリーがちがうので、とうぜん標準燃料<sup>\*42</sup>単位の原価差は、現物単位のそれとは異なる。たとえば1955年に、モスバス炭の採掘支出はドンバス炭

の65%であつた。しかしカロリー一量にあり  
て前者は後者のわずか10/21 しかありかつ、  
標準燃料単位では  $0.65 \times 2.1 = 1.37$  となつ  
て、現物単位のばあいは逆にモスバス炭  
がドンバス炭より割高となつてゐる。

以上の述べたように、ソ連には個別企業  
の生産原価の格差を処理するのに2つの主  
要な方法がある。第1は、石油や電力部門  
のように、生産者〈価格〉に格差をみとめ  
る方法であり、第2は、鉄鋼や石炭部門の  
ばありのように、部門内補助金をもちける  
方法である。<sup>\*43</sup>

### 同種生産物の原価水準のあつたの格差の

原因 怠慢や経営上のミスの問題外とすれ  
ば、原価に格差のうまれる原因は、<sup>44</sup> 自然的  
条件、技術的条件および経済的条件の3つ  
に整理できるように思われる。

第1の自然的条件とは、基本的には土地  
の豊度および位置に関連する。たとえば採

掘業においては油田や炭田の天然の性状が、  
 当該部門の労働対象の良否として原価水準  
 に決定的影響をあたえる。また地所の位置  
 も、運賃支出との関連で原価水準におおま  
 かの影響をおよぼす。(周知のように資本主  
 義では、有利な自然条件の私的独占が、独  
 占者にたいていして差額地代をもちとす。<sup>45)</sup>)

才2の技術的条件とは、労働手段としての  
 の機械設備にかんする。ソグエト工業の個  
 別企業のあつたにふける技術水準の相違は、  
 主として国家予算をつうずる蓄積ファンド  
 の再分配をテコとして、政策的・意識的に  
 形成されたものである。そこでは最新設備  
 をほこる企業とちうんで、改造はされたけ  
 れども相対的にあくれた設備や、さらに旧  
 式設備の企業が存在してあり、このよう技  
 術的条件にあける格差が、労働生産性水準、  
 かくかえると原価水準にあける格差の有力  
 な原因となつてゐる。

さうじに才3の経済的条件とは、国民経

済における組織・規定・制度など、広義の生産関係的側面に関連する。これにはたとえは①生産の専門化水準の格差があたる(専門的少量生産か、それとも万能機械による少量生産かのうがい)。②つぎに地区別の賃金格差もこれにあたる(よ運では、労働力吸引のため、同一資格の労働でも北部および極東では賃金がたかい)。③さらに〈価格〉体系の影響もこれにはいいる(ある種の原料や燃料には単一消費者〈価格〉がなにかい、その入手先がかわるにつれて原価が変動するばあいがある)。そうして、これら経済的条件をまた個別的原価水準のあいたの格差の原因となる。

以上、同種生産物の個別的原価水準のあいたの格差をうみだす主要な自然的・技術的・経済的条件について列挙した。重要なのは、これらの諸条件が、いづれも個別企業の責任をこえるものであるにもかかわらず、とうとう個別企業の責任外の諸条件の

作用によつて、個別的生産原価のあいだの格差がうみだされてゐるといふ事實である。問題は、社会主義がこの種の格差をいかに解決するかにある。

単一〈価格〉と差別〈価格〉 もし、個別企業における同種生産物の原価水準のあいだの格差があまきくひければ、単一生産者〈価格〉のもとでの個別企業における〈利潤〉水準の相違が、生産の有効な刺激として役だつてあろう。けれども、個別企業における同種生産物の原価水準のあいだにあまき格差があるときは、当該生産物のノーマル正常〈利潤〉、すなわち部門にとつて平均的な〈利潤〉は、個別企業にとつてはノーマルでなくひる。さういふばあひに、国民経済にとつての単一〈卸売価格〉と、個別企業における収益の保障とを、どのように結合するかといふ困難な問題がうまれる。ソ連における〈価格〉問題の専門家、ウ。



トウレツキ一は、個別企業における原価の  
 ありだの格差が、さきに列挙したよりの個  
 別企業の責任外の諸原因——も、とも、か  
 れはとうとう表現はもちのちの——によ、  
 て生みだされるばあには、生産者には、  
 原価水準におういて企業グループ別に差別  
 <価格>をもうけ、消費者には流通機関によ  
 る平準化をうういて、単二<卸売価格>を  
 設定するのが適當であるとのべている。<sup>46</sup> ち  
 せぬう、極端な黒字も、またその逆に極端  
 な赤字も、企業内部の余力を勤員する刺激  
 として有効ではなく、したが、て生産力の  
 発展とこの国民経済の基本目的にたいして  
 否定的に作用するからである。

このようにヤグエトの学者は、一定条件  
 のもとで企業グループ別の差別生産者<価  
 格>を推奨してはいるけれども、それを個別  
 企業ごとの個別的生産原価にまで分化させ  
 ることには反対してはいる。かれらの論拠は  
 かたうずしも明白ではなかりけれども、個別

企業の責任外の諸条件と、個別企業の怠慢、ミスという要因とを完全に区別することから、実際には容易であり以上、個別的生産原価と互の互を認めるとは、現段階において、まだ低水準への安住という危険をはらみやすいからであろう。

ところで単一〈価格〉とは〈価格〉体系を構成するうえでの基本的な原則であり、とくに消費者にたいする単一〈価格〉の必要は疑問の余地がすくなく、生産財のばあい、単一消費者〈価格〉は、社会的連関の計画的組織化、および支出比較にと、<sup>48</sup> とも重要な条件のひとつである。

ただし消費者〈価格〉の単一は、たゞしに国民経済全体にと、この画一的な単一を意味しない。単一消費者〈価格〉適用の空間的規模を定める要因は、生産物の種類、〈価格〉に定める運賃の割合、その他であり、これにもとづき〈価格〉は、全国、または経済地帯(нояса)、地区、地域(зона)に

は、二単一でありうる。たとえは〈価格〉  
 における運賃の比重があまほほど、単一  
 消費者〈価格〉の地帯別格差はあま大きく  
 ければならぬとされる。<sup>49</sup>

### 各種燃料〈価格〉の相互関係 燃料〈価

格〉の決定において考慮すべき特殊な事情  
 は、①各種燃料のあいだの広範な代替性、  
 ②産地と採掘方法とのちがひにより同種燃  
 料の生産にたいする労働を基準にあまほ  
 価格差のあること、③消費者がひろく分散  
 してゐることにより輸送距離のちがひこと  
 などである。一般に資源は合理的に利用す  
 べきであるから、以上の諸条件のもとで、  
 燃料バランス構成ののぞましい変化と、極  
 端な遠距離輸送の除去とを刺激しうるよう  
 に、各種燃料の経済的に根拠のある〈価格〉  
 の相互関係を定める必要がある。

次の表によれば、標準燃料に換算して、  
 石油の原価は1955年に石炭のほとんど $\frac{1}{3}$ 、

泥炭の  $\frac{1}{3.5}$  である。また天然ガスの原価は  
 めだ、 $2 \times 11$ 。

表 3 各種燃料の標準燃料換算の原価と〈価格〉

(1955年度, いずれも石炭を100とする指数)

	原 価		〈卸売価格〉	
	採 掘	採 掘 プラス 地上運搬	輸送費 ぬき	輸送費 込み
石 炭	100	100	100	100
石 油	35.3	60	131	127
天然ガス	8.3 <sup>①</sup>	27.2 <sup>①</sup>	—	87 <sup>②</sup>
泥 炭	111	116	119	121
薪	183	178	180	174

注：① = 1957年, ② = 1958年。

資料：И. Я. Пырецкий, там же, стр. 110.

ところで、とくに第2次大戦後の10年固  
 ほど、ソ連における各種燃料〈価格〉のあ  
 りだの相互関係は、生産者と消費者の双方  
 にとって、燃料の採掘と消費の構造を変

化正せようにはほとんど刺激してゐなかつた。なるほど第1次5ヵ年計画期には、石油の採掘はトンあたり石炭よりたかくつてゐたけれども、第5次5ヵ年計画期には、前者は後者の $\frac{1}{3}$ 程度であつた。にもかかわらず、とりわけ石油および天然ガス(価格)の高水準は、戦後にあける天然ガスの増産によつて、天然ガスと、その他の燃料(価格)の相互関係の変化が重要と見られてゐるといふ新事態を反映せず、消費者にたいして、他の燃料のかわりに天然ガスをもちこきとこき決心をひきおこせなかつた。そこでようやく、1958年、天然ガスの(卸売価格)は標準燃料単位で平均29%ひきさげられ、天然ガスの(価格)ははじめ石炭より13%したまはることに<sup>50</sup>なつた。

### 機械の(価格) ソ連の機械工業部門に

あける原価の低下は他の部門にあけるよりもあまきい。これは、技術進歩がますます

に生産用具、すなわち機械をつくる部門でおこなわれたことによる。機械の原価引下げに作用する要因は、①機械の生産そのものにおける労働生産性の向上、および②機械製作のための原材料（燃料、電力、金属、化学製品）の〈価格〉低下である。これらの要因が機械〈卸売価格〉の系統的な引下げと可能とさせた。すでに1952年、金属と燃料の〈価格〉が戦前とくらわれ、それらに比べて、機械の〈卸売価格〉は戦前以下に下がった。

機械の計画〈価格〉体系は、一般に以下の諸要求をみたす必要がある。①同種の機械をつくる複数の企業の生産諸条件にちがいはあっても、同種の機械については単一の〈価格〉があるべきである。またたとえ種類のちがう機械であっても、同種の生産的機能をはたす機械については、単位作業能力あたり単一の〈価格〉をもうけらるべきである。<sup>\*51</sup>②旧式機械にかわり、新しく

導入されるより高い性能の新型機械に  
ては、その単位能力あたりの〈価格〉が、  
とりかえらるる旧式機械のそれよりも低く  
なければならぬ。③機械と工具、機械と  
その部品ストックとのあいだに正しい相対  
〈価格〉関係をもうけるべきである。

実際の〈価格〉決定のばあいには、以上の  
諸要求をみたすという事は、個々の機械  
にたいする社会的支出と個別的支出とのあ  
いだの差をどのように調整するかという  
問題と、密接なつながりがある。さきにも  
述べたように、鉄鋼〈価格〉が、連全体を  
つうじて単一であるにもかかわらず、現実  
には、同種機械の個別原価のあいだの差  
きは20—40%にわたる。これの主たる  
原因は、①個々の企業の機械設備水準のあ  
いだに格差のあること、②個々の企業にお  
ける生産の専門化と協同化の組織面に欠陥  
があること、③同種製品を生産する個々の  
企業のそれごとの技術水準のあいだに習熟

度のちがひのあること、④鑄鐵造品などの半製品には単一〈価格〉がなから、それが自成品の〈価格〉にも影響すること、⑤労働力についての債率が全国単一ではないこと、などがである。

同種の機械であつても、性能の異なるもの、新型・旧型など、設計のちがひのあるものの間の〈価格〉差を定めるにあたり、これは、単位能力あたりの生産支出の比較を必要とする。エネルギー設備についての熱発生力、自動車のばあいの貨物運搬力などについて、比較的明白な指標にくらべて、工作機械などのばあいの測定単位はなかなか一義的にきまらぬ。多くのばあい新型工作機械の〈価格〉は、生産をやめる旧型の〈価格〉と比較してきめられてゐる。また代替的機械の〈価格〉は、いまのところ、個別的生产支出を基礎としてきめられることがあつて、したがつて経済的に根拠のうすい〈価格〉がもうけられるばあいもあるといふ。



れ<sup>52</sup>る。

ところで新製品の〈価格〉決定にあたり、その南弁費をどのように処理するかが大事な問題である。現行の方式によれば南弁費 (расход на освоение) は2年間にわたり新製品の原価に算入され、また最初の6か月については、国民経済会議と購買者との協定により定められる臨時〈卸売価格〉がもちいられることになり、ている。

新型の機械設備および工具の〈価格〉は、最初の2年間、とくに最初の6か月間はさうきわめてたかい。それは、同一性能單位に換算して、取替えられるべき旧型機械の〈価格〉よりたかいことも珍らしくないといわれ、これではほとんど新型機械を採用したという刺激が存在しない。この制度においては、新型機械を、2年ほどして、その〈価格〉がやすくなり、さう購入するほうが有利である。

ウ. トゥレツキーの見解によると、この

種の欠陥を除去するためには、開弁費の処理を個別企業の責任としてゐる現行制度にかえて、開弁費をより広範に配分する集中ファンドを形成し、これをつういで開弁費が新製品の〈価格〉におよぼす影響を現在よりむしろ小さくさせる制度を採用すべきだといふ。開弁費の集中ファンドをもちけることによつて、①使用者にたいしては、代替機械の〈価格〉水準、および将来における量産原価水準を考慮すると、はじめから旧機械と新機械ととりかえるほうが有利であると判断させるような水準に〈価格〉を決定せしめ、他方、②新機械の開弁企業にたいしては、開弁費を引くむ計画原価を補填し、そのうえ新製品の開弁を刺激する〈利潤〉を保障するような〈価格〉の採用を可能とさせることができるとされる。<sup>53</sup>

36. И. Я. Пурецкий, «Очерки планового ценообразования в СССР», 1959, стр. 125-130.

37. План же, сmp. 137.  
 38. План же, сmp. 135.  
 39. План же, сmp. 146-148.  
 40. План же, сmp. 79.  
 41. План же, сmp. 121.

42. 標準燃料 (условное топливо) とは抽象的に想定された燃料であつて、その1グラムは7,000カロリー一の熱量をもつと定義されてゐる。標準燃料は、カロリー一量の異なる各種の燃料をある尺度に換算するに用ゐる基準としてもちゐられる。

(«Малая советская энциклопедия», 1960, т.9, сmp. 812.)

たとえば、1グラムの熱量5,000カロリー一の石炭14トンは、標準燃料に換算すると10トンにあたる ( $\frac{14 \times 5000}{7000} = 10$ )。

43. 原価の格差は、長期的には縮小してつゝあるといわれる。1928-40年および戦後の資料によれば、冶金、機械工業、化学、石油、その他の部門において、同種生産

物の原価差は、 $\frac{1}{3}$  またはそれ以上も縮小してあり、この傾向は最近の過去数年においてますます著しくなっている。この原因は、①すべての部門と企業におよんでいる技術進歩、②工業における専門化と協同化の発展、③生産力配置の改善などである。ただし格差縮小と反対にはたらく要因もあり、これは、たとえは採掘業において、あたらしい富鉱が開採されたばかりのみにみられる。(И. Я. Пурецкий, там же, стр. 76.)

44. См. И. Я. Пурецкий, там же, стр. 75-76.
45. K. Marx, Das Kapital, Bd. III, Dietz, 1953, S. 696; (邦訳) 青木文庫, p. 909, p. 929.
46. И. Я. Пурецкий, там же, стр. 79.
47. Л. Майзенберг, Пересмотр оптовых цен в тяжелой промышленности и некоторые проблемы ценообразования в СССР, «Вопросы экономики», No. 11, 1961, стр. 50-52.
48. И. Я. Пурецкий, там же, стр. 82.

49. Там же, стр. 97.

50. Там же, стр. 109-112.

51. 機械の作業能力とはその使用価値であり、また「すべて使用価値をおもひくするものは同一生産物である」という定義を採用しよう。すると、単位作業能力あたり単一〈価格〉という主張は、単位使用価値、すなわち同一生産物には単一〈価格〉というごく当然の主張に還元される。

52. См. Ш. Я. Пурецкий, там же, стр. 164-168.

53. Там же, стр. 174-176.

## 第5節 農産物の〈価格〉

現在、ソヴエト経済における農産物の〈価格〉には、コルホーズの農産物についての〈買付価格〉 (закупочная цена) と、ソフホーズの農産物についての引渡〈価格〉 (сдаточная

цена)とがある。なお1958年まで、コルホーズの農産物については、調達〈価格〉(заготовительная цена)および〈買付価格〉を主とする複数〈価格〉制がとられていた。

現在、コルホーズ農産物の国家〈買付価格〉水準の決定にあたり、これは、①農産物の平均労働支出( $c+v+m$ )、②農産物の国家〈買付価格〉と工業製品の国家〈小売価格〉との相互関係、③各種農産物の〈価格〉のありだに及ぼす相互関係、④同種農産物の質のちがいに及ぼす〈価格〉差、⑤生産の専門化を刺激するため、農産物の地区別の〈価格〉差、などという諸事情を考慮すべきだとされている。<sup>54</sup>以下、これらの諸点について検討しよう。

コルホーズ農産物の平均労働支出( $c+v+m$ )の計算 この問題は、農業における各種の生産支出を〈貨幣〉で表現する方法の用途と関連がある。

1958年以前の農業制度のもとで、コルホーズ生産物の原価計算には2つの難問があった。それは①にコルホーズ生産物の原価要素としてのMTC作業の評価という問題、②にコルホーズ員の労働支払(онлата оплата)の〈貨幣〉評価という問題である。

コルホーズにたいするMTCのサービスをどのように評価するかという①の問題については、当時、2つの見解があった。その①は、MTCの作業にたいするコルホーズの現物支払とサービスの値とを釣り合わせるという対価説であり、その②は、MTCのトラクター作業の原価とサービスの価とを釣り合わせるという費用説である。

実際には費用説によつてサービスが評価されていた。すなわちMTCの生産支出の内容として、①MTCのトラクター作業の原価、②MTCの管理のもとにある機械の減価償却費、③機械の増加と新しくMTCの創設のための国家の基本投資、④土地改

良、農業要員養成、農学の発達などについで  
この国家支出、などがかかるといわれていた。

MTCのPTC(修理・技術ステーション)  
への改組、農業機械のコレホーズへの引渡  
しという1958年の農業制度の改革とともに、  
MTC作業の評価という問題はなくも、た  
づねども、それにかわ、て現在、コレホー  
ズにおける減価償却率および固定ファンド  
と經常修理の規模などのように決めるかど  
う問題がうまれてくる。

つぎに才2の問題であるコレホーズ員の  
労働評価(оценка труда)についていえば、そ  
もそも1958年以前においては、通常の統計  
資料によ、て諸コレホーズのあいだの生産  
支出水準を比較することは、以下の理由に  
よ、て不可能であ、た。もし一般の原価計  
算方式がコレホーズにあって採用されて  
いたならば、コレホーズにおける農産物の  
原価水準は、①作業日による支払(С)と、②  
消費された生産財(価値)の補填分(С)との



合計として計算されたはずである。ところが以前の制度では、作業日による支払<sup>(1)</sup>が直接に計算されるのではなく、差額として間接にまゝ、てくるところに問題があつた。た<sup>合</sup>まずはじめに  $\langle \text{価格} \rangle \times \text{「数量」} = \text{「売上高」}$  として、個別コルホーズの売上高がまゝま<sup>合</sup>ついで  $(\text{売上高}) - (\text{諸控除}) - (\text{消耗された生産財の補填分}) = (\text{作業日支払分})$  として<sup>合</sup>作業日支払が計算される。他の事情はとわらず、たんに売上高の構成要素である  $\langle \text{価格} \rangle$  についでだけみても、すでにのべたように1958年以前には、調達 $\langle \text{価格} \rangle$ 、 $\langle \text{買付価格} \rangle$ 、割増 $\langle \text{価格} \rangle$ 、コルホーズ市場価格と<sup>合</sup>うように各種の  $\langle \text{価格} \rangle$  が並存してゐた。したが、生産面にはみんなの変化がなく<sup>合</sup>ても各種の  $\langle \text{価格} \rangle$  による実現量のウェイトの変化と<sup>合</sup>う流通面の事情によつて、個別コルホーズの売上高は変化するし、差額としての作業日支払もまた変化する。このようにコルホーズ員の作業日支払<sup>(1)</sup>のおおまか

に、これは流通面の影響が決定的であるから、これを生産支出水準測定の一要素とするのは不適当なのである。

1958年以降、コルホーズ生産物にたいして単一の地帯別国家〈買付価格〉が採用されるとともに、コルホーズにおける各種の生産支出の計算とこれまでより正確にするため、生産支出を「ソビエト」〈貨幣〉単位で評価するという制度にうつりつつある。こうして現在コルホーズにおいて、労働支出の〈貨幣〉評価の基準として、すでにソフホーズでおこなわれていた作業基準(pace-yeHka)に類似した方法の採用が可能となり、<sup>55</sup>たのである。

### 農産物〈価格〉と工業製品〈価格〉との

あいだの相互関係 農業機械とコルホーズの所有にうつすようになり、たのちにあっては、その〈価格〉を以前のようによく維持するという政策は、コルホーズ農業への機

械の導入をさまたげるとことになる。従来、コルホーズに特定の機械をひきわたすばあ  
 いには、あるいは機械をソフホーズにひきわ  
 たすばあより、たかゝる〈価格〉がつけ  
 られてゐたけれども、現在では、コルホー  
 ズとソフホーズの双方にたいして、農業機  
 械、自動車、燃料などの〈価格〉は単一と  
 されてゐる。そしてこの新しい単一の国家  
 〈価格〉は、1958年6月まで存続したコルホ  
 ーズへの機械および部品の〈小売価格〉よ  
 りのうしろしく低い。<sup>56</sup>

各種の農産物〈価格〉のあいだの相互関  
係 農産物の国家〈価格〉の体系は、ある  
 種の種類の農産物の生産の発展を保障する  
 ように決定されなければならない。そこで  
 第一に、任意の地区について、その地区で  
 生産可能な各種農産物の国家〈価格〉の相  
 互関係をきめるといふ問題がうまれる。一  
 般に、ある地区の土地・気象条件は、ある

特定の農産物の生産により適当であるから、社会的需要との関連で、当該地区におけるのぞましい農業生産を刺激するより、各種農産物の〈価格〉のあいだの相互関係をきめねばならないのである。たとえば中央アジアでは綿作をいっそう発展させ、農民の食料となる小麦は国家から購入するようにならざるようになり、綿と小麦の〈価格〉の相互関係をきめる必要がある。この外、甜菜、じゃがいも、穀物、綿花などについての新らしい〈買付価格〉は、工業用原料作物の生産について個々の地区の専門化にたいする興味をつよめるのに有効であるといわれる。

次に、生産と加工の見地から、密接な関連をもつ各種農産物のあいだにおける〈価格〉の相互関係もまた注意されなければならない。これはたとえば、牛乳とバター、穀物と肉と牛乳、飼料と畜産品などの〈価格〉のあいだにおける相互関係である。さきほどの〈価格〉の相互関係をきめるはあ

11の基準とされてゐるのは穀物〈価格〉である。それは、畜産物、工業用作物、野菜の〈価格〉水準にたゞして、あまり意味をもてゐる。たとえば穀物と肉との〈価格〉の相互関係をみると、1958年以前はこれらのあいだの相対〈価格〉はそれぞれの生産量に対応してあらず、穀物〈価格〉にくらべて、肉、とくに牛肉は割安であつた。しかし、とうもろこし増産政策の結果、肉〈価格〉の引下げの長期的な見通しには十分に根拠があるといわれる。<sup>57</sup>

### 同種農産物における質のちがひにもとづ

〈価格〉差 甜菜中の糖分が1%ふえると、砂糖の原価は5—6%ひくくなり、牛乳の脂肪分が0.2%ふえると、乳製品の原価は1.5%—2%ひくくする可能性がある。また穀物や綿花のむかの余分な水分およびゴミの減少によつて、加工費や運賃は低下する。このように農産物の品質の向上は、

軽工業および食品工業の生産増大と原価引下げにと、重要な要因のひとつである。したが、農産物の品質に於いて、その〈卸売価格〉に格差をもうけ、農産物の質の改善を刺激することが必要である。

品質に於いて〈価格〉差（割引または割増）の規模を定めるに、その基準となるのは、農産物の質の改善によ、達成される国民経済的の利益の程度である。相対的により農産物と、わるい農産物とのあいだの〈価格〉差は、すくなくとも、よりよい農産物の生産者にたいして、品質向上のために要する追加支出を補償するものになければならぬ。

農産物の品質を維持するため、たとえば穀物のばあいには、種類、水分、混合度などに於ける基礎条件 (базисная кондиция) によ、その質がきびしく規定されている。穀物供給に於ける基礎条件からはずれたばあいには、穀物供給者にたいして、通常

の国家〈価格〉からの割引のみならず、現物量に於いても割引した評価がおこされる。また農産物の品質には限界条件 (ограничительная кондиция) が定められており、それとはずれると不良品とされて、調達機関はその受け取りを拒否する。<sup>58</sup>

農産物の地区別の〈価格〉差 個々の経済地区別の〈買付価格〉の格差は、主として、土地・気象条件の影響にもとづく農産物にたいするさまざまな生産支出水準と関連がある。農産物の〈価格〉体系は、さまざまな地区における農業生産の自然条件を考慮し、その適当な地区別専門化を刺激し、全体として農産物の生産増大にやくだつように構成されるべきである。

ソ連農業省の資料 (1953—56年) によつて穀物原価の格差状況を見ると、北カフカースと西シベリアのソフホースにおける穀物原価は、中部非黒土地方のコルホースの

$\frac{1}{3}$ , ロシア北西部の諸地区の「コルホーズ」の  
 $\frac{1}{3.5}$  または  $\frac{1}{4}$  である。じゃが芋の原価の  
 ばあり, ベロルシアではトルクメンの  $\frac{1}{10}$   
 である。また牛乳原価のばありに、ラト  
 ヴィヤではロシア連邦共和国の西北諸地区  
 の  $\frac{1}{2}$  となり、ている。

このよ様な農産物の原価水準における格  
 差を、ただちに〈買付価格〉の地帯別格差  
 の基礎とすることではできない。なぜなら農  
 産物の原価水準の格差は、しばしば農業生  
 産における専門化の失敗をも反映していら  
 からである。

社会的需要をみたすため、自然条件の異  
 なる地区で、同種の農産物を生産する必要  
 があるときには、生産支出水準の相違にし  
 たが、て、〈価格〉に格差をもうける必要  
 がある。たとえばこれは、穀物、畜産物、  
 じゃがいも、野菜、その他のばあいについ  
 て生ずる。生産の専門化が発展し、当該農  
 産物がその基本的な生産地で国民経済の需



要をみたすにたりるだけ生産されるようになるにしたがい、生産費のよりたかい地方でも、それをつくるといふ必要はなくなる。そして〈買付価格〉の地帯別格差の幅は減少するとともになる。しかし現在はない、あるばかりには国家〈価格〉のいちじるしい地帯別格差が必要であるとされる。<sup>59</sup>

このばかり地帯別〈価格〉の基準として各コルホーズの個別的な生産支出水準をとるのは不適当である。基準を定めるばかりには、各地区における当該生産物の土地・気象条件を考慮して、5年以上の長期にわたる圧倒的多数のコルホーズでの地区平均の生産支出水準を計算する必要があり、この数字に、将来みこまれる生産支出の低下および収穫率の増大などをふりこんで修正し、〈価格〉が経営内部の余力の勤員を刺激するといふ方面において、〈価格〉水準を定めるければなりなるとされる。<sup>60</sup>

ところで1955年まで、一連の農産物、と

くに穀物について、調達〈価格〉の格差がきわめて細分化されていった。たとえば穀物の調達〈価格〉は、共和国および州別に区分され、あるいは中には個々の州内の地区(район)別にまで区分され、この結果、あるいは種類の穀物の調達〈価格〉が50種以上の多数にのぼった。

1955年、穀物の調達および買付〈価格〉の改訂と同時に、〈価格〉の地帯別格差も変更された。これまでとはかわって、収穫率と生産支出水準のちがいにあういて、4つの大地帯別の単一〈価格〉が採用された。しかしこれは逆方向へのいきすぎで、同一地区内に、収穫率と生産原価のちがいきすぎた地区がつかめられた。たとえばオ2地帯には、東部シベリア、中央アジア、外カフカースなど、穀物原価が2倍のいきのあつた地区がはつた。さらに当時は、調達〈価格〉、〈買付価格〉などの複数〈価格〉制がとられていたから、各種〈価格〉によ

る実現量のウェイトのちがひにより、〈価格〉の地帯別格差は流通面からの攪乱をともなうけたのである。<sup>\*61</sup>

1958年における農産物の単一〈買付価格〉制度への移行によつて、〈価格〉のたゞしい地帯別格差を保障する条件が従来よりもととのつた。これまでもは異なり、生産費のたかい地区には、これにふういてたかい〈価格〉が保障された。穀物については、それまでのソ連全国を4つにわける方式にかゝつて、ロシア共和国は3地区、ウクライナとカザフは4地区に区分された。そしてあたらしい穀物〈価格〉の水準は、までの調達〈価格〉の2.5—3倍高、またまでの〈買付価格〉の25—30%安となつてゐる。

なおソフホーズについては、その引渡〈価格〉の分化をいふのは、コムホーズのばあひよりふあきい。ソフホーズは単一の全人民的所有のもとにあるから、なおさら、自然条件の影響によつてうまれる追加所得が

個々のゾフホーズにおける極端にたかしの所得の原因とも、それはなうな。このから、工業の一連の部門におけるグループ別工場<価格>と似た、引渡<価格>のこのかり格差が必要とされる。

また農産物の<買付価格>は多年のデータの平均から出発してゐる。しかし年ごとの作柄（たとえばウクライナ南部における小麦の1ヘクタールあたり収量は、豊年には3.5トン、不作年には1-1.5トン）に於いて、農産物の生産者<価格>はあつてゐると修正されることになり、とゐる。他方、農産物の消費者にたゐる国家<価格>は、長期間をわつして政府により平準化されるから、不作年にはあつても安定してゐる。<sup>62</sup>

54. Ш. Я. Пурецкий, «Очерки планового ценообразования в СССР», 1959, стр. 215-216.

55. Там же, стр. 215-220.

56. См. там же, стр. 239.

57. Там же, стр. 341-343.

58. Там же, стр. 249-250.

59. Там же, стр. 258-268.

60. Там же, стр. 224.

61. 禮數〈価格〉の発生は、過去において、農産物のさまざまな調達方式（義務納入、MTCへの現物支払い、買付方式、契約方式など）の存在したとと密接なつながりがある。（И. Я. Пурецкий, там же, стр. 231.）

62. Там же, стр. 260-277.

## 第6節 〈小売価格〉

〈小売価格〉 体系の連の〈小売価格〉体系は、生産物にたいする社会的労働支出と、生産物の需給関係とを反映すべきものである。〈小売価格〉体系の形成にあたり、その中心的政策目的は、①食料品、住居費、

公共サービス、医薬品および文化財の守り  
 3) <価格>水準、②子供用品、既製服と  
 下着、学用品などの低<価格>、③農産物  
 の国家<買付価格>と、農村向け消費財の  
 国家<価格>とのあいだの適当な相互関係、  
 ④(パン、一般食堂の料理、半加工食品、  
 既製服などについては)原材料<価格>お  
 よび加工費にくらべ、完成品の<価格>を  
 比較的にくくくすること、⑤基本的な消費  
 財については、年固まつくいて<価格>の  
 安定をはかると、⑥基本的な食料品には、  
 なりお地帯別<価格>をみとめつつも、主要  
 な消費財には全連邦単一の<価格>を確保  
 するところなどである。

ソ連においては、医療と教育が無料であ  
 るほか、特定の財貨とサービス(学用品、  
 医薬品、住居費、公共サービスなど)につ  
 いては、労働支出とは直接につながらず  
 低い水準に<価格>がきめられている。  
 たとえば1955年には、初等学校用教科書セ

ツトの小麦にたいする相対〈価格〉は、1913年の $\frac{1}{22}$ であつた。また医薬品は入院治療のばあひには無料、その他のばあひにはこの10年間に〈価格〉が半分以下となり、<sup>63</sup>た。

〈小売価格〉体系を決定するばあひには、それぞれの財貨を、本来の用途にむけさせるような〈価格〉の相互関係をもうけなければならぬ。他のものの原料となる財貨(たとえば穀物→肉、砂糖→ヴォトカ、麦粉→パン)の〈小売価格〉の引下げのばあひは、<sup>64</sup>後続製品の〈価格〉引下げのばあひとの関連でもめられなければならない。

現行制度のもとでは、もし、パン、砂糖、<sup>65</sup>その他、いくつかの消費財についで、孤立的に〈価格〉引下げをおこなうとすれば、そのことは、これらの財貨の不合理的使用の危険をはらんでゐる。たとえば牛肉のコントロール市場価格の高水準、および1957年までの豚肉国家〈価格〉の割高とこの事態は、個人所有の家畜のせいで国家の小麦を

もこのようにとする傾向をうみだした。この傾向をくいとめるため、すでに1956年にソ連政府は、麦を飼料とすることにはたして特別な措置（税、罰金）をとることとを余儀なくされた。1957年に豚肉、脂肪などの〈小売価格〉がひきあげられ、麦と畜産物とのあいだの相対〈価格〉関係は改善されたけれども、麦を飼料とする傾向はまた根絶されておらずにこたえられる。

また、家庭でも、工業的にも生産できる財貨の原材料と完成品における〈価格〉の相互関係（たとえば麦粉→パン、麦物・砂糖・バター→菓子、織物→縫製品）についても注意する必要がある。このがあい〈価格〉の設定がまぶければ、家庭での加工に余分の婦人労働をついやせる結果とされる。ソ連の〈小売価格〉体系では、直接に消費可能、またはほとんど加工を必要としぬ消費財〈価格〉を割安として、その消費を刺激するようになされている。現在、才2次



大戦前にくらべて、インスタント・カツレツ、缶入スープなどの生産は非常に小まわっている。また最終財の〈価格〉を相対的にひくくすると、麦と飼料に転売するといくような弊害を防ぐことが<sup>64</sup>できる。

工業消費財には、①農産物（植物と畜産品）を原料とするものと、②工業製品（プラスチック、合成繊維、金属、木材など）を原料とするものとの2種類がある。両者のあいだにおける〈価格〉の相互関係は、工業部門と農業部門の発展のつりあひとも関連する重要問題である。1947-54年にかけて、工業原料による工業消費財の〈小売価格〉のひき上げ率は、農産原料による工業消費財の<sup>65</sup>ひき上げ率の約2倍であった。

ソ連の〈小売価格〉体系においては子供用品の割安が特徴のひとつである。たとえば才子表の靴の<sup>66</sup>ひき上げ率に、子供靴および大人靴のあいだの〈価格〉差は、〈小売価格〉に<sup>67</sup>ついては、原価に直接に比例する〈卸売

表 4 子供用品と大人用品間の〈価格〉比率

(70-4 革靴のばあい)

	小 売 価 格 (%)		卸売価格 (%)
	1940 年	1957 年	1957 年
男 子 用	100	100	100
少 年 用	53.9	47.5	70
学 校 用	37.0	43.0	70
子 供 用	24.6	28.6	58
学 齡 以 前	22.0	25.0	51

資料： У. Я. Пырцкий, там же, стр. 447.

価格〉のばあいの2倍もある。また子供靴の〈価格〉指数は、1913年にくらべて大人靴のそれの $\frac{1}{2}$ である。そして子供靴の生産にともなう採算面の不利は、靴生産部門全体をとりこむ〈利潤〉の再分配によつて補償されてくる。<sup>66</sup>

ソヴェト経済の〈小売価格〉体系に「まじりあみ」られる不斉合性のおおくは、〈価格〉決定を省別には閉鎖的にあつた、<sup>67</sup> 1957

年以前の時期の名残りである。当時は、まったく同一の生産物について、企業の所屬がらうと、〈価格〉もろかうという事態がみられた。工業管理組織の再編成、とくに〈価格〉委員会という調整セクターの創設とあり、このように状態はしたがいに改善されるものと予想される。<sup>67</sup>

コルホーズ市場価格 コルホーズ市場価格のうしよを規定する要因には、①国家〈小売価格〉の水準、②国家消費ファンドの規模、③当該地区における食堂の弁達程度、④国营商業の消費財の質、⑤コルホーズ市場への商品供給量、⑥コルホーズ市場での商品流通において、コルホーズ員個人と、コルホーズ自体のそれぞれがしめる割合、などがかんがえられる。

食料品供給における国营商業の支配力がつよければ、それだけ、食料品の国家〈小売価格〉がコルホーズ市場価格にあよぼす

表5 各年の国家<小売価格>を100とする、  
コルホーズ市場価格の指数

	1955年	1960年
牛 乳	160	128
動物性油脂	195	120
植物性油脂	140	115
牛 肉	190	146
豚 肉	152	136
じゃがいも	257	177

資料：Ш. Я. Пырецкий, там же, стр. 474; «Народное хозяйство СССР в 1960 году», Статистический ежегодник, 1961, стр. 718-719.

影響力はおおまゝ。たとえは1953年に国営商業と協同組合商業で麦粉の自由販売がは  
じめられたから、コルホーズ市場における  
麦粉の価格は急速に低下して国家<価格>  
の水準に接近し、その季節変動も地帯別変  
動もまわめてすくなくした。近年におけ  
る国家<小売価格>とコルホーズ市場価格

68, \*69  
 の接近状況は表5によりおまじろかである。

単一〈小売価格〉とその格差 単一〈小  
 売価格〉とは、ある時期に、ある経済地区  
 の限界内または全国をういて、ある一定  
 の使用価値をもつ生産物の〈小売価格〉が  
 同一であることとする。

単一〈価格〉にかんする基本的な問題に  
 は、①たとえば都市および農村をういて  
 〈価格〉を単一とするかどうかなど、〈価格〉  
 を単一とする空間的限界をどこで切るかと  
 いう問題、②たとえば季節的生産物の年間  
 をういての〈価格〉変動をどうするかな  
 ど、時間軸における単一〈価格〉の変動を  
 どう処理するかという問題、③商業通路の  
 ちがひによる〈価格〉の相違をどうするか  
 という流通の視座からみればありの単一〈価  
 格〉の問題、④生産者が国営企業か、それ  
 とも協同組合企業かによる〈価格〉の相違  
 をどうするかという、生産者の別からみた

ばあいの単一〈価格〉の問題、⑤生産物の品質がちがうばあひ、あるいはまた生産物としまかく分けを包装するばあひ、またその他のばあひにあらうして、単一〈価格〉とこの格差をどうするかとらう問題などがある。

と、とも重要な食料品類の単一〈小売価格〉には、現在、経済地帯(nozac)別は格差がつけられてゐる。しかし現行の国家〈小売価格〉の地帯別格差は経過的なもので、いまではそれは、おまくの裏で改訂の必要があるといわれてゐる。<sup>70</sup>

格差をつけた単一〈価格〉制が原則であるとしても、なかには格差の不必要な生産物種類もある。これは、①日常的に広範にもらうられるにもかかわらず、②生産地が比較的にかまわれ、しかも③〈小売価格〉にしめる運賃比率がちがひの生産物である。

たとえば、砂糖、魚類缶詰、植物性油脂、高級飲料、織物、靴などがこれにあたる。

現在、これら生産物の地帯別〈価格〉差は、  
 基本的には運賃と流通費の額によつて決定  
 されてゐる。運賃と流通費をこえる〈価格〉  
 差があると、投機（流通機関が相対的に〈価  
 格〉のむくい地区でこれらを買いこみ、他  
 に転賣すること）の危険がうまれる。ほか  
 の点はあくとして、これは輸送を不当に  
 混雑させる。<sup>71</sup> なお現在すでに全運料単一〈小  
 売価格〉が設定されてゐるものは、教科書、  
 ノート、新聞、雑誌などの文化財、医薬品、  
 それに冷蔵庫、洗濯機、時計、テレビ、カ  
 メラなどの耐久消費財である。<sup>72</sup>

十月革命以前の時代には、主要な商品価  
 格の地域別格差は非常におおきかつた。帝  
 政ロシアにおける食品工業は基本的にはい  
 くつかの中央諸県に集中し、おおくの食料  
 品の75-80%はそこで生産されてゐた。綿  
 工業と靴工業の集中状態はさうとむいか  
 だ。そして帝政ロシア時代に、東部と南部  
 において、さうさ、砂糖、灯油、鉄製品、

ガラスなどの価格が、中央部におけるより  
1.5—2倍もたかかった。

ソ連における社会主義の建設によつて、  
国内の生産力配置に変化がおこり、革命前  
の小売価格の地帯別格差はソヴエト経済の  
実状にあわなくなつた。すでに第2次大戦  
前において〈価格〉の地帯別格差はいろいろ  
しく縮小されてゐた。第2次大戦後、戦  
前に実施されてゐた穀物および穀物製品〈価  
格〉の7地帯別格差、およびいくつかの食  
料品〈価格〉にわたつての4—5地帯別格差の  
再検討がおこりわたされた。そして1946年9月、  
主要な食料品の〈小売価格〉にわたつての3  
地帯別格差、魚類にわたつての2地帯別格差  
がもうけられた。このほかにも〈価格〉要素  
としての運賃の減少をうけまわす規模で、  
限界地帯間の〈価格〉比率がいろいろしく  
縮小された。限界地帯間の〈価格〉比率は、  
第6表にみるように戦後においては戦前よ  
り縮小されてゐる。



表6 表 <価格> 最高地帯の最低地帯に

たいする <価格> 比率

	1940年	1955年
白パン	1.62	1.147
マカロニ(オ1種)	1.44	1.25
砂糖	1.40	1.24
牛肉(中肥育度のオ1種)	1.56	1.16
魚, 魚加工品	1.25 - 1.30	1.15
フレッシュ・バター	1.32	1.073
ビール	1.33	単一*

資料: У. Я. Пырецкий, там же, стр. 466.

注: \* たばこ, バルト沿岸, カフカース, 中央アジアをのぞく。

現在, 主要な工業製品と, 若干の食料品には, 都市と農村の商業網のあいだで <価格> 差がある。これは農村の協同組合商業の流通費が, 都市における国営商業のそれよりたかいからである。小売商業流通費の平均水準は, 商品流通量にたいする百分率で計算すると, 1955年には, 消費協同組合

商業では国管商業におけるよりも50%たか  
か、た。けれども農村商業における国家<小  
売価格>自体の平均水準は、都市における  
それの4-5%高とこゝなり。

協同組合商業の物質的・技術的基礎の改  
善にともなひ、都市商業と農村商業のあい  
だにおける流通費の差はちがひ、それと  
ともに、都市と農村では同一の財貨でも国  
家<価格>が異なるといふ事態はきえさる  
であらう。都市と農村をつらざる単一<価  
格>制をい、そう推進すると、住民はその  
居住地で消費財をとめるようになる。そ  
のことによつて、農村住民による消費財の  
非合理的な輸送、消費財購買のための時間  
の非生産的な支出、農村住民の都市商業に  
たいする余分の需要などは除去されると予  
想される。  
73

<小売価格> 決定の主体      <小売価格>

は、うまはソ連閣僚会議から、したは地区

執行委員会 (райисполком) にいたる、ほとんどすべてのレグエルの国家機関によつて決定される。そのほか、任意の消費財の〈小売価格〉をどのレグエルの国家機関が決定するかは、①その生産物が消費においてしめる比重、②その消費財をつくる企業の所属、③その消費財の原材料の入手源（国家の集中的または非集中的資材ファンド、目録調達、買付など）のちがひ、などによつてまゐる。

1953年まで、ソ連閣僚会議は、新製品のうち将来において大量に消費される見込のあるものにかぎらず、いかに安くも国家の管理する原材料によつて生産されるものについて、すべてその〈小売価格〉をきめていた。このように極端に集中化された〈価格〉決定は、新製品の〈価格〉の決定にあおくの間をとり、いかに安く生産物の販売をおこなうか、ひいてはあおくの部門における製品改良への意欲をにぶらうせていた。

1953—56年にかけて、中央の政府機関が計画的な〈価格〉決定の基本裏面に基づき、一方、他方では〈価格〉規制のあるところの分権化がおこなわれた。

けれども1957年3月まで、ソ連閣僚会議は、国営工業および協同組合工業の生産する消費財の圧倒的大部分の〈小売価格〉を決定していた。しかもそのさい、中央でのみ、または地方でのみ〈価格〉を決定されるべき生産物種類の範囲は、は、まりしては、なかつた。企業の所属がどうかと、同一の生産物でも、連邦政府決定の国家単一〈小売価格〉表には、こゝたり、また地方決定の〈価格〉表には、こゝたりした。

ソ連の国民経済運営における民主集中制の拡大にともなひ、生産物〈小売価格〉の集中的な決定方法を改善することが必要となり、た。1957年3月、連邦政府は重要な原則的意義をもつ食料品および工業製品の〈小売価格〉決定の新方式をきめた。も、とも

\*74

重要な消費財種類については、これまでに  
あり集中的な〈小売価格〉の決定方法が維  
持された。のこりの生産物の〈小売価格〉  
の決定は共和国政府に委任され、共和国政  
府はまた一連の〈小売価格〉<sup>\*75</sup>決定の権限を  
地方機関にゆずった。また地方工業および  
協同組合のつくる全生産物、および各民族  
固有の製品（衣服、靴など）の〈小売価格〉  
決定の権限は共和国閣僚会議にあたえられ  
た。こうして1957年以前は、共和国以下の  
地方機関が〈価格〉を決定する生産物は、  
国営商業および協同組合商業の生産物流通  
の10%以下であつた。たのにくらべ、それ以後  
この比率は45%をこえることになつた。

分权的な〈小売価格〉決定方式のもとで、  
単一〈価格〉を確保しようとするばあいに  
困難な問題は、①ある地区で当該生産物を  
つくる諸企業のありだて個別生産費の水準  
がちがうこと、②消費地に、異なる場所か  
ら、異なる〈価格〉および運賃水準をもつ

同種の生産物かは「、てくることである。  
 えう「うわけで、複数〈価格〉をのぞくた  
 めには、〈価格〉決定を調整する権限と方  
 法上の能力をもつ〈価格〉調整センターの  
 活動にまつ必要があると「われで」る。<sup>76</sup>

63. Ш. Я. Турецкий, «Очерки планового ценооб-  
 разования в СССР», 1959, стр. 419-422.
64. Там же, стр. 426-428, стр. 452.
65. Там же, стр. 439-440.
66. Там же, стр. 447.
67. Там же, стр. 457.
68. Там же, стр. 472-474.
69. こんには消費財の85%は、①国家〈小  
 売価格〉により販売されている。のこり  
 の15%は、②自由なユルホース市場価格  
 により、また、③協同組合が廢物および  
 自己調達原料からつくる生産物につい  
 ては、それらが国家の統制のもとにまめ  
 る〈価格〉により、販売される。(Ш. Я.

Пырецкий, там же, стр. 474.)

70. 単一〈価格〉制のもとでも、任意の地区において、当該地区産の若干の生産物(野菜、果物、牛乳、魚など)が、他の地区にあげるよりも、とくに安いとしようとしてとられたげない。これは地区経済の特殊性、とくに農業の専門化と関係がある。

(Ш. Я. Пырецкий, там же, стр. 460.)

71. Там же, стр. 459-462.

72. Там же, стр. 468.

73. Там же, стр. 465-470.

74. 連邦政府が集中的に〈価格〉を決定するのは、左様に消費されるけれども、その生産地が比較的にかまされ、また〈価格〉要素としての取引税の比重のおおきいような生産物である。すなわち、パン、<sup>↑</sup>麦粉、砂糖、肉、魚、織物、靴、毛皮、医薬品、石油製品、紙、自動車、カメラ、<sup>↑</sup>電気製品、その他「くつかの耐久消費財」など。(Ш. Я. Пырецкий, там же, стр. 477.)

75. 英和国政府以下の地方機関が〈価格〉を決定する生産物種類は、ソーセージ、缶詰製品、牛乳、卵、羊毛製品、家具、小荷物、半加工食品、おもちや、ドライ飲料など。(И. Я. Пырельский, там же, стр. 477.)
76. Там же, стр. 474 - 479.

### オ7節 生産者〈価格〉の個別化の意味

資本主義経済において<sup>\*77</sup>は、物/価が原則となり、<sup>\*77</sup>ている。そこにおいて、ある商品の生産にしたがうのは、自由市場に成立する単一価格のもとで、当該商品の生産によつて利潤をうる見込のある企業のみである。したが、<sup>\*77</sup>、またえられた単一市場価格のもとで採算のたたない企業は、もともと当該商品の生産には参加しない。

ところで社会主義のもとでは事情がことなる。そこでは、物/価の原則はもはや普



遍的には妥当しない。しかし本章の4節、その他で論じたように、生産者〈価格〉は自然的・技術的・経済的諸条件により規定される個別的原価の格差（怠慢や経営上のミスによる格差は問題外）に於いて、個別化する傾向がみとめられる。

資本主義に於いて、個別資本がある商品の生産にあつたに参加したり、また現に参加中のものがそれを継続できる条件は、原価 $(c+u)$ が価格 $P$ より高いこと、すなわち $[P \geq (c+u)]$ である。ところがソビエト社会主義のばあいには、個別企業の生産への参加および継続にと、この式は絶対的な限界ではなくなる。いわゆる計画赤字企業の広範な存在はその証拠でもある。そういうばあいには個別企業の経常的赤字を処理する方法が、前4節に述べたように、①補助金制度であり、また②差別生産者〈価格〉である。（なお差別生産者〈価格〉の適用は赤字処理のばあいにかぎらない。

黒字のときにも、収益水準にこのましくな  
 「格差があれば適用すべきである。」この  
 ようにして社会主義は、資本主義のほかに  
 にくらべて、潜在的生産力のうち、現実の  
 生産過程にひきこまれるべきものの限界を拓  
 張する。

補助金にして、また差別生産者〈価格〉  
 にして、より抽象的には、それは「生産者  
 〈価格〉の個別化」として一般化できる。以  
 下にみることは、オーストリアの労働におい  
 て、うけとるという社会主義の基本的原則、  
 さらにオーストリアの必要において、うけ  
 とるという生産主義の基本的原則との関連  
 において、生産者〈価格〉の個別化とは、  
 11、たゞそれを意味するのかと検討した。

まずオーストリアに、生産者〈価格〉の個別化と  
 は「その労働において」という社会主義  
 の基本原則の純化過程のひとつのあらわれ  
 である。

すでにオーストリア、その他でみたように、

運においゝ、怠慢やミスは論外とし、  
 なおそれ以外に同種生産物の個別的な生産  
 原価水準のあゝたの格差をうみだす自然的  
 ・技術的・経済的諸条件が存在する。いま  
 説明の便宜上、これらの諸条件を「企業<sup>責任</sup>外的  
 な活動諸条件」として一括しよう。念のため  
 めくりかゝると、ここで企業外的といふの  
 は、これらの諸条件が空間的に企業の外部  
 にあるといふ意味ではなゝ。まゝ、たゞ逆に  
 これらの諸条件は、まゝに生産過程および  
 流通過程といふ当該企業活動の内部におゝ  
 て作用してゐる。企業外的といふ理由は、  
 これらの諸条件が、個別企業の努力以外の  
 原因、個別企業の責任外の原因に引くする  
 といふ意味におゝてである。

差別生産者〈価格〉が、管理機関をう  
 りて単一消費者〈価格〉に平準化されると  
 いうお千節でのべたやうな経済での運営  
 方式は、まゝに企業外的な活動諸条件にた  
 いてゐる社会主義的アプロードにほかゝらな

11. なぜなら、生産手段の私的私有を基礎とする資本主義において、有利な企業外的な活動諸条件の独占が直接に個別企業の私的利潤の根拠となるのにみまわし、生産手段の社会的私有にもとづく社会主義は、「その労働におういて」の原則に立脚する以上、企業外的な活動諸条件自体に報償をあたえらるゝと「う」とは出来ぬからである。差別生産者〈価格〉のうちには、あたえられた生産・流通面の諸条件のもとで、質量2重の見地から、ひとしく労働支出をおこなふ、た個別企業は、ひとしく報償されるべきだといふ思想がなされてくる。この意味において、さきに述べたように、生産者〈価格〉の個別化は「その労働におういて」といふ社会主義の基本原則の純化過程のあらわれだとかんがえられるのである。

企業外的な活動諸条件にたいて、社会主義は報償をあたえてはならぬといふ命題を、かってC・ストルーミンは、ソヴ

エト農業のばあいについで以下のようにのべた。「あらゆる土地はソ連においては社会全体に属する。ゆえに農夫の...労働によつて規定されるのではなく、土地の豊度またはその市場までの距離とこの自然的差異によつて規定される所得部分もまた、社会全体に属する<sup>\*78</sup>なければならない」と。

「このことと以上は、資本主義と社会主義とにおける平等の基準の転換でもある。周知のように資本主義では、生産価格算式 ( $P = (c + v) + p'K$ , ここで  $P$ : 価格,  $p'$ : 一般的利潤率,  $K$  は各生産部門の資本額) に定められており、剰余価値の分配における平等の基準は資本であり、資本主義における平等は資本量にたつする平等である。これにたつして社会主義では、労働生産物の分配における平等の基準は労働であり、よつてこの平等は労働支出量にたつする平等である。われわれはこれを、生産者〈価格〉の個別化とこの現象のうちにも見ると

るととができる。

つぎにオ2に、「その必要にあらういて」という共産主義の基本原則との関連にあり、生産者〈価格〉の個別化の意味をさぐらう。

ここでまず説明の順序として、極限状況としての共産主義における企業管理方式と論理的に追求しなければならぬ。「その必要にあらういて」の共産主義の分配原則が成立するにいたると、個人または個別企業にたいする物質的刺激の適用にともなう社会主義の国民経済運営方式はもはや存続しえない。「このかえるとこれは、各個人、各企業の生産への貢献と、その受取分とのあいだに、かつて社会主義にあって存在していた等量的比例関係の消滅をいひする。したが、注目すべきことには、個別企業のみだにあつても、もはや企業間決済の必要はなくなる。

すなわち「その必要にあらういて」の分配

原則が支配する共産主義段階にはたとへば、  
 ある半製品が、ある企業から、つぎの生産  
 過程である別の企業にたたくればよいに  
 この半製品の空間的移動以外に、半製品の  
 受渡しにかんする事務上の記録はとりなし  
 ても、それにかんして企業間決済をするに  
 必要はなくなる。各企業は、自己の個  
 別的労働支出について、あつたがごとく計算  
 し、統計局に報告する必要があるけれども、  
 社会主義のばあいはちがひ、この個別的  
 労働支出の大小によつて、分配面の差別を  
 つけるといふ事態は当然なことになる。したが  
 り、記録すべきは、個別企業にとつて、社  
 会主義までの段階におけるように、労働支  
 出計算をいづれも共通単位（たとえば〈価  
 格〉）に換算しておこなふといふ必要はな  
 くなり、個別的労働支出を、そのままの  
 物理的時間によつて計算、記録すれば、  
 万事はそれではよいのである。（くわしくは  
 第一章を参照せよ。）

以上のように、共産主義のもとでの国民  
 経済計算の概念模型において、労働支出  
 計算は個別化するけれども、これと、さき  
 の社会主義における生産者〈価格〉の個別  
 化との相違点と共通点はどこにあるのか。

共産主義は、「その必要において」と  
 いう分配面の原則にもとづいて、個別的労働  
 支出水準の相違をうみだす諸原因のうち、  
 個別企業のミス、あるいは怠慢についでさ  
 え、たんに精神的に責任を追求するだけで、  
 物質的の責任追求をやめる。これにたいし  
 て社会主義は、たんに「企業外的な活動諸  
 条件」についでのみ個別企業の責任を解除  
 しようとするものであって、経営上のミス  
 や怠慢についでには、精神的にのみならず、  
 まぎしく物質的の差別待遇をもあこなう。  
 このように共産主義のばあには、分配面  
 の原則にもとづいて労働支出のあらゆる個  
 別化をみとめるのにたいし、社会主義のば  
 あには、企業外的な活動諸条件と「う」生



産・流通面の特殊条件との関連において、  
 <価格>の特定の個別化のみをみとめるので  
 ある。生産者<価格>の個別化は社会主義  
 段階より存在しはじめ、労働支出の個別化  
 として、共産主義段階にも形をとりて存続  
 するけれども、この個別化を是認する根拠  
 とその影響範囲、およびこれにたいする企  
 業の責任の性質は、以上に説明したように  
 両体制においてちがう。(オ3図を参照)

オ3図

	個別化を是 認する根拠 の所在	根拠の 影響範囲	企業の 責任の性質
社会主義	生産・流通面	部分的	物質的と精神 的の両面に わたる
共産主義	分配面	普遍的	精神的

77. 「同一種類の商品にと、その市場価格の同一性は、資本制的生産様式...の基礎のうちで、価値の社会的性格がみずかきと貫徹する様式である。」 (K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 712; 青木文庫, p. 931.)

78. С. Струминин, К оценке зародков феодализма при социализме, «Промышленно-Экономическая газета» 7 апреля 1957 г., стр. 4.

このストルミニン氏の言明が「...と云はば、これは、ソ連の農業制度の現実が、この言明のとおりではあることを示しているのである。これは以下の論文のなかで、おもしろくより体系的に論じた。(С. Струминин, О дифференциальной земельной ренте в условиях социализма, «Вопросы экономики» №. 7, 1960; (転載) → ето же, «Проблемы социализма и коммунизма в СССР», Сб. ст., 1961, стр. 255.)

この引用したストルミニン氏の言明と

ほぼ同様の記述が、これより40年前に公布された「土地の社会化にかんする全ロシア中央執行委員会法令」第17条にみられる。(См. Декрет ВЦИК от 27 января 1918 г.: О социализации земли, «Директивы КПСС и Советского правительства по хозяйственным вопросам», т.1, 1957, стр.39.)

また A. ヴォーカは、ストルニツキと基本的にはおなじ見地にたて、農産物の差別〈買付価格〉体系およびコルホーズ所得規格差体系の改善と、その実行方法とを検討した。(См. А. Сорока, А. Трушецкий, Дифференциация закупочных цен и подоходного налога, «Вопросы экономики», No. 11, 1961, стр. 79-85.)

この社会主義のもとにおける差額地代の運命自体については、理論的には、周知のよき『資本論』第3巻においてすでに解決済みである。(Siehe K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S.711-712; (邦訳)青木文庫, pp.930-1.)